

令和7年舟形町議会
第4回定例会会議録

舟形町議会

令和7年第4回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年11月26日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月3日 午前10時

応招議員（9名）

1番 伊藤 廣 好

7番 佐藤 広 幸

2番 叶内 昌 樹

8番 八 鋏 太

3番 荒澤 広 光

9番 石山 和 春

5番 小国 浩 文

10番 斎藤 好 彦

6番 奥山 謙 三

不応招議員（1名）

4番 伊藤 欽 一

令和7年12月3日（水曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和7年舟形町議会第4回定例会第1日目

令和7年12月3日(水)

出席議員(8名)

1番 伊藤 廣 好	7番 佐藤 広 幸
2番 叶内 昌 樹	8番 八 鋏 太
3番 荒澤 広 光	9番 石山 和 春
6番 奥山 謙 三	10番 斎藤 好 彦

欠席議員(2名)

4番 伊藤 欽 一	5番 小国 浩 文
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長 伊藤 幸 一	地域強靱化対策室長	伊藤 英 一
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 鍛冶 紀 邦	会計管理者	相馬 広 志
デジタルファースト推進室長 佐藤 仁	農業委員会会長	叶内 栄 一
まちづくり課長 曾根田 健	総務課財政係長	仲野 健 太
ふるさと応援推進室長 野尻 誠	教 育 長	浅井 純
住民税務課長 豊岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
健康福祉課長 沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長 斎藤 雅 博	監査委員事務局長	大場 健 一
新規就農・女性活躍支援室長 岡崎 千恵子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場 健 一	事務補助員 大場 正 江
---------------	--------------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の陳情

陳情第5号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の
処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出
に関する陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 皆様、おはようございます。

会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。

ご起立の上、ご協力をお願いします。国旗、町旗に礼。

お直りください。ありがとうございました。

なお、報道機関等より写真撮影の申出がありました。

許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、よって、写真撮影を許可することといたします。

ここで、定例会前に写真撮影の時間を取りたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時04分 再開

議長 再開をいたします。

ただいまの出席議員数8名です。定足数に達しております。

ただいまから令和7年第4回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。6番奥山謙三議員、8番八鍬太議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、八鍬議会運営委員長よりお願いをいたします。

8番 それでは私から、去る令和7年11月26日に開催されました議会運営委員会において、令和7年第4回舟形町議会定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告いたします。

令和7年第4回舟形町議会定例会の会期は、本日12月3日より5日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告をいたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、八鍬議会運営委員長報告のとおり、12月3日から5日までの3日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から5日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第5号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情についてを議題といたします。

陳情第5号について、議会事務局長が朗読、説明をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 陳情第5号の審査につきましては、会議規則第94条により、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日、令和7年第4回舟形町議会定例会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位には、時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先週11月28日に、政府は18兆3,034億円の補正予算を閣議決定いたしました。「責任ある積極財政」の旗の下、昨年を上回るものでありました。町に大きく関係するものとしては、厳冬期の電気・ガス代支援、物価高対応子育て応援手当(こども1人当たり2万円の給付)、重点支援地方交付金の拡充、こども・子育て支援(保育士等の処遇改善)、いわゆる高校無償化への対応、いわゆる小学校給食無償化への対応、地方交付税の増額、農業構造転換(農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術等)、防災・減災・国土強靱化等で

あります。物価高対応子育て応援手当（こども1人当たり2万円の給付）と重点支援地方交付金の拡充などは、できるだけ年内に各自治体で予算化してほしいとの政府の意向でありましたので、国会における補正予算の成立状況を見ながら、臨時議会もお願いしなければならないかもしれません。いずれにしても、国会で予算が成立すればの話であります。ただ、高市総理も経済財政諮問会議で「近年、大規模な補正予算が常態化」している、「必要な予算は当初予算でちゃんと積むことということがとても必要だ」と述べられていて、私も全く同感であります。

町としてしても、補正予算で事業をするより当初予算で事業を実施したほうが財政的に有利なのであります。国の補助金の率は当初・補正どちらも変わらないのですが、裏財源としての起債は、当初は過疎債を借りられるのですが、補正予算の事業は全て補正予算債となり、交付税への算入率が70%から50%へ下がるため、一般財源の持ち出しが多くなってしまいます。そういう意味でも、当初予算で必要額をきちんと計上するのが正しい予算編成の在り方だと思います。

今回、政府から出された補正予算の概要に面白い表現があります。いわゆる高校無償化への対応、いわゆる小学校給食無償化への対応の「いわゆる」であります。総務省幹部の方にお聞きしたところ、高校無償化には私立と公立との調整、小学校給食無償化は地域によって1食当たりの給食費の単価が違うことの調整があり、具体的な内容が決定しておらず、場合によっては一部有料になる可能性もあり、政府としては正式には決定していないが、世間が言っているという意味で、直訳すれば「なんちゃって」かなと非公式に回答していただきました。

いずれにしても、国の補正予算には迅速に対応してまいります。

また、今日は舟形町の未来を担う舟形中学校3年生の皆さんが、議会傍聴に来場いただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

いつの日か、議員、行政いずれかの立場で、舟形町の町民の幸せ、そして未来について議論していただければというふうに期待をしているところであります。皆さんが、いつの日かこの席に立つことを、私は大いに期待しております。

次に、9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 町制施行70周年 第42回ふながた若鮎まつりについて。

9月13日・14日の2日間、「町制施行70周年 第42回ふながた若鮎まつり」をアユパーク舟形で開催いたしました。

会場では、大人気の「子ども鮎つかみ取り体験」をはじめ、13日には津吹みゆさん、14日には田川寿美さんをゲストに迎えた歌謡ショーや町芸術文化協会によるステージ発表など、多彩な催しで大いに盛り上がりました。

飲食ブースでは、鮎の塩焼きや鮎ごはんなど、舟形町の秋の味覚が提供され、鮎の香ばしい香りと地元の味を楽しんでいただきました。

そのほか、毎年恒例となっている宮城県石巻市及び静岡県川根町からの物産販売に加え、2台のキッチンカーも出店し、会場のにぎわいに彩りを添えました。

両日ともあいにくの雨模様となりましたが、来場者数は約2万1,000人に上り、多くの皆様にご来場いただきました。

今回の開催に当たり、若鮎まつり実行委員をはじめ、協賛者、シャトルバス用の臨時駐車場をご提供いただいた光生園様など、多くの関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

(2) 令和7年度舟形町敬老祝賀式について。

9月17日水曜日、令和7年度敬老祝式を、斎藤議長をはじめ総務文教常任委員の皆様にご臨席を賜り、中央公民館において開催いたしました。

出席された77歳の喜寿の方19名と、結婚50年を迎えた6組の金婚のご夫婦、それぞれに私から賀詞と記念品を贈呈して長寿を祝福いたしました。

また、9月25日木曜日には、米寿を迎えられた方々のうち31名の自宅を訪問して、直接賀詞の贈呈を行いました。

令和7年9月1日現在で、舟形町の数え100歳の百寿の方は5名、数え99歳の白寿の方は9名、数え88歳の米寿の方は45名、数え77歳の喜寿の方は90名、そして満95歳以上の方は73名いらっしゃいます。

皆様のますますの健康長寿をお祈りするとともに、引き続き100歳元気プロジェクトによる検診や健康づくりへの支援を行い、町民の皆様健康長寿の延伸に努めてまいります。

(3) 令和7年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練の開催について。

10月10日金曜日、11日土曜日に、最上8市町村を会場とした、令和7年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練が開催されました。

この訓練は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害における広域連携力の強化を目的としており、最上地域で初めて開催されたものであります。

舟形会場では、若あゆ温泉付近での林野火災を想定し、8市町村の消防団による放水訓練や避難誘導訓練、新潟県大隊による1.2キロメートルのホース延長訓練、北海道及び福島県の防災ヘリによる散水訓練など、大規模な連携訓練が行われました。

(4) 舟形小学校「若あゆ太陽光発電所」のオープニング式典について。

10月16日木曜日、舟形小学校において若あゆ太陽光発電所のオープニング式典が開催されました。この取組は、自家消費型太陽光発電（PPAモデル）の実証事業で、株式会社やまがた新電力が県の補助を受け、舟形小学校の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電した電力を町が購入するものであります。自治体としては県内初の取組で、雪が多い当町での実証

事業に大きな意義があると感じております。

式典には、舟形小学校五、六年生66名も参加し、株式会社やまがた新電力の清野伸昭代表取締役や、山形県環境エネルギー部の沖本圭佑部長、舟形町議会斎藤好彦議長、舟形町立舟形小学校和田 宏校長及び児童代表がテープカットを行ったほか、株式会社やまがた新電力から児童へ向けて、若あゆ太陽光発電所の説明が行われました。今後は、子供たちを対象に環境教育を実施する予定であります。

(5) もがみ中央農協組合長との「めがみちゃん給食」喫食について。

10月24日金曜日、舟形小学校の給食に、日頃より食材を無償提供していただいている、もがみ中央農協の押切代表理事組合長をはじめ3名の方々にご参加いただきました。

この日は、当町出身シェフから考案していただいた特別献立「めがみちゃん給食」を子供たちと一緒においしく味わいました。

(6) 第3回新庄インターチェンジ付近道の駅検討会について。

10月28日火曜日、新庄市民文化会館小ホールにおいて、第3回新庄インターチェンジ付近道の駅検討会が開催されました。

本検討会は、令和5年3月に開催した第2回の検討会において、道の駅の候補地について協議がまとまらなかったことや、自動車専用道路から道の駅候補地へ直接乗り入れることの可否について確認ができていないということから、それ以降は休止となっております。

その後、行政側、民間側がそれぞれにおいて勉強会や研修等を重ね、道の駅整備に対する考え方や進め方を取りまとめ、このたびの開催に至りました。今後は、事務レベルである作業部会において官民が連携してすり合わせを行い、スケジュールとしては令和8年9月に基本構想を公表し、令和9年4月には基本計画の策定開始を目指すことが確認されました。

(7) 第33回舟形町東京友の会総会・町民まつりについて。

11月1日土曜日、東京都荒川区のアートホテル日暮里ラングウッドにおいて、第33回舟形町東京友の会総会・町民まつりが開催されました。当日は117名の参加があり、当町からは私と斎藤議長をはじめ、総勢11名が参加いたしました。

総会では、当町から舟形町東京友の会に対し、運営費補助金の目録の贈呈を行い、舟形町東京友の会からは、当町に対して10万円の寄附を頂きました。

また、総会後の町民まつりでは、当町出身の矢沢澄男さんの歌謡ショーや、お楽しみ抽せん会が行われ、お楽しみ抽せん会では、当町をはじめもがみ南部商工会舟形支部や、有限会社舟形マッシュルーム様から寄せられた景品が多くの方々に手渡されました。会場では、久しぶりの再会を喜ぶ姿や、近況を報告し合いながら歓談する姿が至るところで見られ、最後は、ふるさと舟形町への思いを胸に唱歌「ふるさと」を全員で合唱し、終始盛会のうちに閉会を迎えました。

(8) 令和7年度自治功労表彰式について。

町政発展に貢献され、その功績が顕著で他の模範となる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式が、11月25日火曜日、福祉避難所「てとて」において行われました。

今年度は、町内会長や農事実行組合長、民生児童委員、スポーツ協会会長、寄附行為の功績で5名の個人と4企業を表彰するとともに、町内会長、統計調査員として長年勤められた4名と、昨年7月の豪雨災害で被災した農業施設の迅速な復旧対応に尽力した建設業者3社に感謝状を贈呈し、功績をたたえました。

表彰を受けられた皆様には、それぞれのお立場で、舟形町のため、地域のためにご尽力を賜り、改めて感謝を申し上げる次第であります。

以上、8件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、専決処分報告について1件、一般会計・特別会計及び事業会計補正予算について6件、条例の制定について3件、最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について1件、最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について1件、人事案件について1件、以上13件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。3番荒澤広光議員。

3番 おはようございます。

今日は、舟形中学校の3年生の皆さん、ご来場いただきまして大変ありがとうございます。

それではさきの通告書に従い、私のほうから一般質問を行います。

「ゼロカーボンシティ実現に向けた進捗は」と題して行います。

ゼロカーボン（カーボンニュートラル）とは、排出される二酸化炭素の量と森林が吸収する量を差し引いて実質ゼロにする取組だと思いますが、今回は排出される取組についての質問とさせていただきます。

舟形町では、令和5年2月に2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、後期短期アクションプランに具体的施策として、環境に優しいエネルギー政策の推進と明記されております。

令和5年2月に改定された「舟形町地球温暖化対策実施計画」に具体的な施設別の温室効果

ガスの排出状況、電気、灯油等のエネルギー種別の割合が明記され、2013年度を基準年度とし、2030年度までに26%削減を目標に取り組んでいると思います。

エネルギー種別での使用量の多い電気が全体の70.9%、灯油が23.3%を占めていますが、具体的な取組項目として、施設設備の運用改善として、事務機器、熱源、空調、照明、建物、再生可能エネルギーの導入等、細分化して取り組んでいるようですが、具体的な取組を行った内容についてお聞きしたいと思います。

次に、施設設備等の更新時に、省エネルギーに向けて行った内容と、省エネルギーへの人的要因の一つと考えられる職員の皆さんへの意識啓発はどのようにしているのかお聞きいたします。

また、取組を行った内容の評価や見直し、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n をどのようにして確認を行っているのかお聞きいたします。

そのほか、農村環境改善センターは令和5年度に大規模改修が行われ、施設内の照明もLED化され、冬期間を除く令和6年度の電力使用量は、令和4年度対比で13%削減され、省エネルギーに寄与されているようであります。

本町で省エネルギーを目的に、様々な取組を行っていると思います。実行したことに對して、評価、改善を繰り返して現在の進捗、結果が町民や職員の皆さんが実感できる「見せる化」の視点での活動も重要だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤議員の「ゼロカーボンシティ実現に向けた進捗は」についてのご質問にお答えします。

初めに、施設設備等の運用改善において取り組んだ内容についてですが、事務機器ではコピー機やOA機器の買換え時に消費効率の優れた機種への変更を行っております。空調では、県のクールビズや国の省エネの取組に合わせて、無理のない範囲で冷暖房の温度設定を心がけております。また、空調機器のフィルターは、毎年稼働前の点検時に清掃を行い、送風効率の向上を図っております。照明では、役場庁舎及び公共施設のLED化を順次進めており、その他として、令和2年4月に舟形小学校及び舟形中学校の需要電力を再生可能エネルギー由来のCO₂フリー電力に切替えを行い、今年4月には株式会社やまがた新電力と「脱炭素に向けた取組に関する連携協定」を締結し、舟形小学校校舎を活用して自家消費型太陽光発電（PPAモデル）の実証事業に県内自治体として初めて取り組み、若あゆ太陽光発電所としてオープンするなど、再生可能エネルギーの導入にも取り組んでおります。

次に、施設設備等の更新時に省エネルギー化に向けて取り組んだ内容については、空調では、エアコンの更新時にエネルギー消費効率の高い機器への切替えを行い、照明では、公共施設のLED化を順次進めており、今年3月には役場庁舎及び中央公民館の照明のLED化工事を行うなど、省エネルギー化に取り組んでおります。

省エネルギー化における町職員への意識啓発については、クールビズや空調温度の設定、冬季の省エネへの取組、照明を利用していない場所や時間帯における小まめな消灯、OA機器等を使用していない時間帯の電源の遮断、排出ごみの分別や資源化の促進など、課長等会議や庁舎内メール及びチラシの掲示により共有を図り、意識啓発に努めております。

取組を行った内容の評価や見直しについては、舟形町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の推進体制として、舟形町地球温暖化対策委員会を設置しており、役場庁舎をはじめ公共施設を管理する担当課より毎年施設ごとの電力使用量の報告をいただき、その結果を基に年1回進捗状況の点検と評価を行っております。

取り組んだ結果や進捗状況の「見える化」については事務事業編に限らず、町ホームページや、広報紙等で町再生可能エネルギー設備等導入推進補助金や、舟形小学校若あゆ太陽光発電所による再生可能エネルギーの利用促進、省エネ住宅の促進を目的にした、ふながた楽々あったか100歳住宅建築補助金などのお知らせを行いながらゼロカーボンへの意識啓発と取組の「見える化」を行ってまいりましたが、荒澤議員ご指摘のとおり事務事業編に取り組んでいる職員や、ゼロカーボンに取り組んでいこうとする町民との意識の共有のためにも、事務事業編の進捗状況等について町ホームページや町広報紙等でお知らせをし、「見える化」に努めてまいりたいと考えております。

以上のことから、事務事業編においては照明のLED化や再生可能エネルギーの導入、その他需要電力をCO₂フリー電力に切り替えるなど、順次取り組んでおりますので、計画目標年度である2030年度までに基準年度である2013年度比で26%のCO₂削減を達成することに期待を寄せているところでありますが、町全体としてのゼロカーボンの進捗については、現時点において詳しくは把握できていない状況であります。

そのようなことを踏まえ、今年度、役場庁舎をはじめ公共施設を対象とした舟形町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」のほかに、町民や事業者などの町全体で2050年ゼロカーボンを目指し、取り組む方向性と施策を盛り込んだ「区域施策編」の策定に着手いたします。策定に向けて、この9月には町内1,000名の個人と150の事業所を対象に、地球温暖化に対するアンケートを実施いたしました。アンケート結果からは、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー電力への興味が高く、地球温暖化に対する町民や事業所の意識の高さをうかがい知ることができ、区域施策編の策定に大変参考になる結果が得られました。

また、区域施策編の推進体制として、町内企業や団体及び町外有識者等による舟形町地球温暖化対策推進協議会を設置し、先般、第1回目の会議が開催されました。区域施策編は、今後会議やパブリックコメントを経て今年度末には策定が完了し、来年度からスタートする予定であります。

毎年、舟形町地球温暖化対策推進協議会を開催し検証を行い、取組の進捗状況などを適宜町

民にお知らせしながらゼロカーボンシティの実現に向けて、町民と共に取り組んでまいります。

3番 ありがとうございます。

今日は、舟形中学校の3年生も傍聴に今日来られていますので、少しゼロカーボンシティについて説明をさせていただきたいと思います。

全世界的に二酸化炭素の排出量を減らして地球の温暖化を防止し、異常気象により被害あるいは農作物や生態系への影響が問題されておりますので、人為的に発生させている二酸化炭素を減らす取組だと私は認識しておりますが、舟形町ではゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、改めてですけれども、町長からゼロカーボンシティ宣言を行った経緯について説明をしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

町長 舟形町としては人口4,500人ほどの小さな自治体ではございますが、やはりこの地球温暖化というふうなことで、昨年の7月の集中豪雨というふうなことで、町としても32億円を超える復旧費用を要しました。さらに、令和4年、2年、平成30年、28年、2年おきにそういう災害が起きていると。しかも頻発化のほかに激甚化をしているという状況については、やはりこの地球温暖化が非常に大きく影響しているのではないかと。南半球のツバルというような諸島の国では海水面が上昇し、国自体がなくなるというような危機、そして今、インドネシア、タイのほうで相当の集中豪雨によりまして、洪水になって多くの方が亡くなっているというふうな現状、これらについてはやはり地球温暖化というふうなものが非常に大きく影響しているというふうに思っております。そういった意味で、やはり我々は日本国の舟形町民ではありますが、地球として見れば、地球人として我々がこの地球を守らなければならないのであろうというふうな思いの中で、我々ができるゼロカーボンというふうなことが地球温暖化の一助になればというふうな思いの中でゼロカーボンシティ宣言をしたところであります。

そういった意味で微力ではあるんですが、できる限りやはり地球人として我々も責任を果たさなければいけないと、そういう思いの中でゼロカーボンシティ宣言をしたところであります。

3番 ありがとうございます。

やはり国に任せるとか町に任せるとか、そういう問題ではこの問題はないと思っております。私たちができることを少しずつしなければみんなが困るというふうな世の中になってきていますので、ぜひ皆さんで協力して町の目標達成のために頑張っていきたいと思っております。

まず、先ほどの答弁書の中で、少し何点か確認をさせていただきたいと思っております。

最初に、事務事業編、推進管理体制についてですけれども、先ほどの答弁の中では、町長が

委員長、そしてまちづくり課長が事務局長としてこの温暖化対策委員会を設けているというふうな説明がありました。この委員会ですけれども、開催の頻度が年1回の開催というふうな先ほどの答弁だったんですけれども、ちょっと私の感覚としては、年1回ではスパンが長いのかなと思ってますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

町長 答弁の中でも申し上げましたが、主に電気料等のそういった年間での把握というふうなところがございますので、特に電気料、さらには光熱水費等についても我々の雪国のようなところは冬期間と夏期間で料金が大きく違う場合もございますので、年間通しての判断であるというふうに思って年1回というふうなことでありますので、もっと細かいデータが出るのであれば何回かというふうなこととか、取組内容について検討することがあるかと思いますが、今のところはやはりそういった年を通しての平均というふうなところの考え方の中で年1回を開催することとしております。

3番 年1回の考え方は分かりましたが、私としては、この舟形町は夏場、あるいは雪の降る冬場というふうな大きな変化点が二つに分かれていると思いますので、できれば夏場、あるいは冬場というふうな委員会の開催もできるのかなと思っているところですので、ぜひ検討をよろしくお願いいたしますと思います。

あと、次ですけれども、令和2年4月に舟形小学校、舟形中学校に再生可能エネルギー電力の切替えを行ったというふうな答弁がありましたけれども、これは具体的に太陽光発電というふうな認識でよろしいでしょうか。

町長 太陽光ではなくて、今まで東北電力さんから電力を買っておったんですが、やまがた新電力というふうなことで、CO₂由来の電力でないところから小学校と中学校は電気を契約して今使用しているというふうなことであります。

3番 別会社から電気を購入して今使っているということで、多分電気料金は安価になっているのかなと思われま。多分安価になってると思うんですけれども、これらを実施したことよっての効果ですけれども、これはどの程度効果が出ているのかは、検証は行っているのかお聞きしたいと思います。

議長 暫時休憩をします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

議長 再開いたします。

町長 電気料金が安くなるというふうなことについては、一時いろんな事情で高くなったりしているところがございますので、一概に新電力に変更したからといって電気料金が安くなっているわけではございません。やはりゼロカーボンシティ宣言をしているというふうなことと

地球温暖化対策をするという意味も含めて、化石燃料を使わない発電による新電力のほうと電力を供給したと。そこに契約をして、CO₂の削減が21年から24年までの間で91トンのCO₂削減が図られたというふうなことで出てるようであります。

3番 町としては様々な省エネルギーだったり省エネだったりに取り組んでいると私は認識しております。その結果ですけれども、例えば今言ったような話を中学校でやったのなら、中学校の生徒や先生方にこういうふうな結果になったというふうなことを公開していかなければ、将来の子供たち、あるいはその先のところまでも伝わっていかないと考えていますので、ぜひやったことは結果が伴わなくても、伴ってもですけれども、当然お知らせをしていく必要があると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じような話ですけれども、舟形小学校への自家消費型太陽光発電実証事業ということで、この広報誌にも大々的に載せてもらってます。あとは山形新聞の紙面にも載せてもらってまして、大変見える化、見せる化の面では町民の方、あと町民以外の方にも町ではこういうふうなことをやっているというふうなところで認知してもらっているのではないかなと思ひています。

舟形小学校の若あゆ発電所ですか。これが10月から稼働をしているというふうな答弁でしたけれども、最上地方はなかなか日本で一番日照時間の少ない地域と言われてまして、その中でスタートしたということで、大変結果を出すのがこの冬場にかけて難しいのかなと思ひますけれども、10月から運転を開始したことによって、当初見込みの年間1万8,300キロワットアワー、あとは電気料金の削減年25万円の削減は可能なかどうか、どんな見通しを持っているのか質問したいと思ひます。

町長 確かにいろいろ取り組んだことについてのこと、例えば今日舟形中学校の皆さんがおいでになっていただいているんですが、舟形中学校の電気がCO₂を削減する意味で再生可能エネルギー由来の電力から供給されているというふうなことは、多分誰も知らないのではないかなというふうに思ひますし、小学校、中学校ともそういったところでゼロカーボンシティ宣言に大きく関わっているというふうなことをお知らせするのは、非常に大事なかなというふうに思ひているところです。

また、自家消費型太陽光発電所、舟形若あゆ発電所のほうでございますが、実は私、職員時代に、今からもう40年近く前ですが、十二河原の河川公園を造るという話になったときに、当時なかなか河川法の厳しさがあつた、河原に電柱や電線を埋設するのが非常に厳しいときでありまして、太陽光というふうなところを40年前に導入しようというふうなところでありまして、今はないんですが新庄の観測所のほうに1週間ほど通ひまして、日照時間を調べてきたところがあります。やはり荒澤議員おっしゃるとおり、なかなか日本でも日照時間の少ないというふうなところ、それに当時千葉の佐倉工場、京セラの佐倉工場というところに視察

に行かせていただいたんですが、現在よりもやはり発電能力がなく、しかもそれを蓄電する装置についても車のバッテリー等ぐらいしかなかったというふうな状況でございまして、その当時では十二河原の河川公園のポンプ、噴水と、あと人工河川のほうのポンプに使うというふうなことは断念をした経緯がございます。そういう中で、今回は舟形小学校の屋上の屋根に、通常であれば太陽に向かって傾斜をつけながら施工をする、設置するわけなんです、そうすると太陽光発電する装置を支える架台というものが高価になってしまうというふうなところで、今回は平置きになっております。当然雪も積もるといふような状況の中で、どれだけ発電量が見込まれるかというふうなところが非常に私も期待をしているところなんです、現在10月からして現在の発電量等について、もし分かれば課長のほうから答弁させていただきますけれども、目標は目標であって、それが実際にどうなるかという実証事業でございますので、できるかできないかを含めての実験であるというふうなことでご認識いただければと思います。内容と発電量とかがあれば、今まちづくり課長のほうから答弁をさせていただきますと思います。

まちづくり課長 それでは、舟形小学校の若あゆ太陽光発電所についてお答えします。

年間の発電量は荒澤議員の発言のとおり 1万8,300キロワットアワーを見込んでおります。10月1日から稼働しております。やまがた新電力のほうでは、10月の見込みを1,313キロワットアワーを見込んでいたようです。実際に10月で発電した電力量が1,225.1キロワットアワーということで、当初の見込みよりは若干少なかったと。やはり天気の影響もありますのでということで、まずは年間通じて今後検証していきたいといったことであります。

以上です。

3番 この舟形小学校の設備ですけれども、リアルタイムで今電気が何キロワットアワー作られているというふうな、多分モニターもあるのかなと思ってますので、ぜひそういうふうなものをぜひ利用して、小学生に分かるようにぜひしていただきたいなと思います。

ここで添付資料、カラーのやつ添付させてもらってます。これは農村環境改善センターの令和4年度、令和6年度の電力量の比較のグラフになります。令和5年度の中で大規模改修が行われてLED化されて、その前後の比較というふうなところで作ってみました。真ん中の棒グラフになりますけれども、これは令和4年と令和6年度の夏場、4月から11月までの電力量の比較になります。オレンジのところは照明がLED化された電力量になります。4月から11月までの平均ですけれども、令和4年度対比で13%削減されているというふうな実績になっております。令和7年度に関しましても4月から10月までのデータですけれども、マイナス16%ということで、確実にLED化をすることによって電力量が削減するというふうな結果が出ていますので、役場の本庁舎あるいは中央公民館等々もLED化というふうなところで取組を既に行っていると思いますので、こういうふうなデータをつくりながら役場

の職員や中央公民館で働いている方、あるいは町民の方にお知らせできるような仕組みになっているのか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

町長 本庁舎とそれから公民館については、本年度LED化をしたというふうなことがありまして、まだデータを取っておりませんので、まだその辺についての分析と、さらにそれを今度周知するというふうなことについてはまだ行っておりません。

ただ、荒澤議員おっしゃられるとおりのそういったことの効果が見えるようであれば、もしくは見えなくても、そういったことに対して職員並びに町民の皆様にお知らせするように努めてまいりたいというふうに思います。

3番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やっぱり結果が伴っても伴ってなくても、結果が分からないと次のステップになかなか担当者としても仕事がやりづらいといいますか、そういうふうなところが多分あるかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今言ったような話ですけれども、皆さんが情報を共有できる体制をぜひつくっていただきたいと思ひます。

あと、先ほどの舟形町地球温暖化対策実行計画の中で、電気の使用料が占有率が多いんですけども、施設ごとではスポーツレクリエーション施設で一番電気を使っているというふうな、33%を占めているというふうな数値がありました。このスポーツレクリエーション施設というのは主に若あゆ温泉かなと思ひていますが、この若あゆ温泉に関してですけれども、省エネルギーに向けた取組はどのようなことを行っているのかお聞きしたいと思ひます。

町長 その点につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

まちづくり課長 スポーツレクリエーション施設につきましては、やっぱり大きなところが若あゆ温泉になると思ひます。若あゆ温泉の取組について、主な取組をちょっとご紹介させていただきたいと思ひます。

若あゆ温泉では、電気の使用料、あとはそのほか基本料金とあるんですが、基本料金の算定ができるだけ高くないように、ピークカットといった取組をしています。できるだけ電気の使用料が多くならないように機械を設置しまして、多くなったときにはブザーが鳴るようなシステムを入れています。ブザーが鳴ったときには、できるだけ余分な消せるところは消していましようといった対策をしながら、基本料金をできるだけ上げないといったところも取組をしているところであります。あとは、お湯を送るポンプとか、あとは井戸の水、そういったものを送るポンプも変えて性能を上げておりますので、常時送水、送湯することのないように、できるだけ電気を使う時間を少なくするように、入替えのときに性能のいいポンプへの切替えを行っております。

あとはコテージ、そういったあとは施設の改修があったんですが、その折には断熱、そういったところも十分に考慮して、そういったCO2削減につながるような内容に取り組んでいるといったところであります。

以上です。すみません、追加で施設のLED化も行ってきたところです。

3番 今課長から答弁がありました電力のピークカット、これもやはり私も少し経験あったんですけれども、ブザーが鳴ると走り回ってエアコンを止めたりいろんなことをして、やっぱりそういうふうなことをやっていかなければこの26%達成というふうなところが見えてこないと思いますので、ぜひ職員の皆さんが意識を共有できるようにして、この目標達成に向けて今後もぜひ活動をしていていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番伊藤廣好議員。

1番 私からは、通告しております2つの質問をいたします。

1点目ですけれども、喫煙率目標達成への喫煙対策を。

令和6年3月の「舟形町国民健康保険事業計画（データヘルス計画）」によると、舟形町の1人当たりの医療費は年々増加しており、特に生活習慣病の割合は26.4%と高く、大きい課題です。特に舟形町の喫煙率は16.7%で、男女とも県平均の13.2%、全国平均の12.7%を上回っています。

データヘルス計画が目標としている令和8年の喫煙率15%、令和11年の14%を達成するための事業計画として、禁煙外来治療費助成のみが事業として挙げられています。

町民の健康寿命を伸ばし、少子化の中で次代を担う子供たちの健康を守るために、さらに追加の喫煙対策、受動喫煙防止啓発に力を注ぐべきではないかと考えます。

日本では、年間1万5,000人が受動喫煙で死亡していると言われております。電子たばこなど新型たばこでも、同様の受動喫煙が生じるとと言われております。

山形県は2018年に受動喫煙防止条例を制定し、舟形町でも「受動喫煙防止宣言」を2019年に宣言しています。

山形市ではさらに踏み込んで、東北初の「子どもの受動喫煙防止条例」を2021年に施行するなどの動きもあります。2020年4月に改正健康増進法の施行で、屋内は原則全面禁煙という社会の大きい動きがありました。舟形町でも、町内公共施設の敷地内全面禁煙や、検診時の禁煙相談、禁煙への治療費助成補助の施策も行われてきたことは承知しておりますが、データからは喫煙率を下げるまでに至ってないようです。受動喫煙対策を進めるために、町として対策を打ち出してほしいと考えます。

そこで、次の5点について町長及び教育長に考えを伺います。

1) 舟形町のデータヘルス計画の目標値を達成し、舟形町が「健康長寿の町」と誇れる町とするために追加の規制に対策が必要と考えますが、町長はどのように考えていますか。

2) 山形市のような「子どもの受動喫煙防止条例」を舟形町でも制定して、町民の啓発を図る考えはありませんか。

3) 子供たちの家庭での受動喫煙の状況をどのように把握していますか。

4) 子供たちが利用する公園、運動場などの公共施設での受動喫煙対策はどうしていますか。

5) 次世代の子供たちの健康を守るため、学校教育の中で喫煙が体に及ぼす影響をどのように指導されていますか。

2つ目の質問ですけれども、今期の除排雪体制を万全に。

舟形町の除雪体制につきましては、きめ細やかな除雪作業として、以前から町内外から評価が高く、町民が誇れるものの一つと認識しております。

今季も町民が安心して冬期間暮らせる生活環境の確保をお願いいたします。

次の3点について質問いたします。

1つ目、例年課題となります除雪路線の支障木枝払い及びマンホール蓋の段差並びに消雪道路点検は整備完了されているのか。

2つ目、雪寄せ場の少ない地域においては、車両通行確保をどのように考えているのか。

3点目、雪寄せ場確保のため民地を借入れする場合、固定資産税を減免する考えはないか。

以上、町長に伺います。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「喫煙率目標達成への喫煙対策を」のご質問にお答えいたします。

データヘルス計画は、国民健康保険の被保険者に対する生活習慣病対策や重症化予防などの保健事業を展開し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることを目的に策定しております。

禁煙についても、病気の発症予防や重症化防止の観点から、データヘルス計画の中に位置づけております。

健康寿命の延伸と医療費の適正化の具体的施策としては「100歳元気プロジェクト」による人間ドック等拡充検診事業や、ワンコインがん検診による早期発見・早期治療の推進、さらに带状疱疹や高齢者インフルエンザ予防接種への助成など、予防医療を重視した取組を実施しております。また、保健師による保健指導も実施しており、重症化や高額な薬剤治療が必要となる病気の増加を抑える効果があると考えております。

国民健康保険の総医療費及び1人当たりの医療費については、被保険者の減少や高齢化の影響もある中で、令和2年度以降はほぼ横ばいで推移しており、直近の令和6年度については減少傾向が見られております。

1つ目の質問の禁煙外来治療費助成金以外の喫煙対策については、継続的な個別指導が効果

的であると考えております。具体的には、健康診断結果配布時の個別面談や、母子手帳交付・乳幼児健診の際に母親や家族の喫煙状況を把握し、禁煙及び受動喫煙防止の指導を行っております。

さらに、健康カレンダーや保健センターだよりなどへの掲載や公共施設へのポスター掲示などを通じて、たばこのリスクに関する啓発活動を行っております。

2つ目の質問の受動喫煙防止条例の制定については、現時点では検討しておりません。

3つ目の質問の各家庭における子供たちの受動喫煙の状況の把握については、学校及び教育委員会として客観的に把握しているデータはございません。ただ、この後にお答えする学校における喫煙防止教育に関する事業の中で、担任や指導に当たる教員が家族の喫煙状況や受動喫煙の有無等を子供の声を通じて把握しながら、具体的な指導を行っております。

4つ目の質問の子供たちが利用する公園等公共施設での受動喫煙対策については、当町では、平成29年5月31日の世界禁煙デーから町公共施設施設内禁煙を、令和元年7月1日から町公共施設敷地内全面禁煙を実施し、受動喫煙の防止に向けた対策を推進しております。

5つ目の質問の各学校における喫煙防止教育については、小・中学校共に、体育・保健体育の学習指導要領に明確に位置づけられており、発達段階に応じた具体的な学習が展開されております。

小学校では、喫煙が飲酒や薬物乱用等の行為とともに健康を損なう原因となることを前提に、せきや心拍数の増加、心臓の働きに対する負担等を踏まえ、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解させております。さらに、喫煙の習慣化ががんや心臓病等の生活習慣病の要因となることも学んでおります。

中学校では、たばこの中にはニコチン、タール及び一酸化炭素等の有害物質が含まれ、それらの作用により毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下等の様々な影響があるなど、医学的な弊害を学んでおります。また、未成年者の喫煙が体に及ぼす影響の大きさにも触れながら、ニコチンの作用が依存症を引き起こすことまで理解させております。

さらに、学校では、喫煙行為が好奇心やストレス等の心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさ等の社会環境によって助長されることを踏まえ、それらに適切に対応する必要があることを理解できるよう指導しております。

今後も住民一人一人の健康づくりを支え、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、引き続き効果的な保健事業の推進と、喫煙対策を含む生活習慣病予防に取り組んでまいります。

次に、「今期の除排雪体制を万全に」のご質問にお答えいたします。

1つ目の除雪路線における支障木枝払いにつきましては、報告を受け次第現地確認を行い、道路が町有地である場合には、速やかに対応しております。なお、個人所有地につきましては、原則として所有者自らが処理を行うこととなっております。

マンホールの段差につきましては、除雪業務委託の完了後に除雪オペレーターとともに危険箇所を把握し、翌年度の除雪対策に反映しているところであり、また、オペレーターの事前点検により修繕が必要な場所に関しては修繕を実施しております。さらに、町内会長から報告があった場合には現地確認を行い、緊急性が認められる危険箇所については、必要な対策を講じております。

消雪施設の点検につきましては、東北電力との冬季電力契約により11月初旬から中旬にかけて通電されるため、点検作業は通電開始後から12月中旬までに順次完了させる予定であります。

2つ目の雪寄せ場の少ない地域における車両通行の確保につきましては、堆雪場の土地所有者と地域住民のご理解の下堆雪しておりますので、今後も小まめな排雪作業をすることで車両通行の安全確保に努めてまいります。

3つ目の雪寄せ場の固定資産税を減免する考えはないのかとのご質問につきましては、青森市や新庄市において減免の事例はあるものの、他の多くの自治体では減免していない状況であることから、当町においても従来どおり町民のご協力をいただきながら堆雪場を確保し、今後も円滑な除排雪事業ができるよう努めてまいります。したがって、現時点における固定資産税の減免は考えておりません。

1番 答弁ありがとうございました。

再質問いたします。時間のほうも押しておりますので、答弁についてはできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

喫煙の関係の国の調整ですけれども、改正健康増進法が全面施行から5年になります。それを受けて、他人のたばこを吸い込む受動喫煙を防ぐため、厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会の専門委員会で、規制強化の議論が先月11月の末から始めたというような報道がありました。その中でいろんな面で見直しが検討されるものというふうに思っております。

質問ですけれども、先ほど町長から答弁いただきましたけれども、喫煙の4つ目の質問に対する答弁の確認ですけれども、私は、子供たちが利用する公園、運動場などでの公共施設の受動喫煙対策はどうしていますかというような質問をしているんですが、答弁は公共施設敷地内全面禁煙を実施して、受動喫煙防止に努めているということなんですけれども、実際、例えば河川公園とか、あと学校のグラウンド以外のいろんな運動公園あるわけなんですけれども、そういう場所も全部指定というかそういう扱いをしているのか。ちょっと私はしていないんじゃないかというふうに思ったものですから質問をしたところです。そういう中で、看板設置とかそんなことがなされていけばいいんですけれども、していないとすれば、やっぱりそういう面も条例等でやっぱり規制すべきではないかというふうに考えましたので、改めてその点について答弁をお願いしたいというふうに思います。

町長 公共施設等については、敷地も含めてですね、建物以外でも全面禁煙でありますので、そ

のことは公園であろうが運動公園であろうが全てそういう状況でありますので、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

1番 そうすると、河川公園等もそういうことになってるという理解をしいいんですか。

町長 議員おっしゃるとおりであります。

1番 それでは次に、先ほど申し上げましたように、山形市では条例をつくっているわけですが、山形市の内容につきましては、子供が車に同乗している場合、車内での喫煙を禁止するというような、そういう条項が入っております。舟形町でも、今町長は条例は検討しないということなんですが、改めて家庭内喫煙を避けていただくよう条例の制定を今後検討する考えはありませんか。

町長 小学校、中学校での喫煙に対する様々な保健体育での指導をしているというふうな状況の中で、あえてそういったことまでする必要はないのではないかと。子供たちについて、恐らく車の中で吸っている保護者に対しましては、ある程度子供のほうからたばこをやめてほしいとかそういったこともありますし、保護者の方々もそういった配慮は当然なされているものだというふうに思いますので、あえて車の中での条例をつくったとしても、結局守るか守らないかはその保護者であったり家庭での問題になりますので、それを取締りがなければですね、規制つくった意味もありませんので、やはり子供たちにしっかりとしたそういった喫煙に対する健康への被害というふうなことをしっかり指導していくほうが大事なかなというふうに思っております。

1番 町長の考えは分かりました。

次に、町長は答弁の結びの中で、今後住民の健康づくりを支え、健康寿命の延伸、喫煙対策を含む生活習慣病予防に取り組むとの答弁でしたけれども、その一環として、今後町で児童生徒あるいは保護者、町民向けの禁煙講演会などを計画することで先進的な事例を学ぶ機会になるのではないかとというふうに思いますので、それを継続的に開催し、データヘルス計画の一つの事業にしてみるというような考えはないでしょうか。

町長 データヘルス計画自体が国民健康保険の被保険者というふうなところでありまして、若い方もいらっしゃることはいらっしゃると思います。自営業とか農家の方とかはそういう形になるかと思いますが、基本的には退職してから国民健康保険に入るというふうなところでありまして、全体でいうとこのデータヘルス計画のベースとなる人数については1,100人ぐらいであります。伊藤議員の質問内容にもありましたけれども、喫煙率が高いというのは、そのうちの回答していただいた500人のうちの喫煙者というふうなところでありまして、町全体4,500人を含めた中でいくとそんなに高くないのではないかなというふうに思いますし、やはりなかなか、50年、もっとかな、60年、70年まで生きてらっしゃる方が嗜好品のたばこを指導してもなかなかやめないという現実については、検診センターのほうでいろいろ指導をし

た上で、その指導の結果やめたという、禁煙をしたという方は昨年度あたりで2名というふうなことの状態であります。

したがいまして、やはり先ほどから申し上げましたが、子供のときから喫煙に対する健康被害というものをしっかり教えながらやっていかなければ、なかなか大人になってからは変わらないというふうなところもありますし、先ほどありました喫煙に関するやはり健康被害というのはあるんですが、今のところ舟形町として、喫煙による大きな病気の原因となっているというふうなところもありませんので、今後健康福祉課を中心にですね、どういう講座をすることによって100歳元気プロジェクトが完成されてですね、できるだけ多くの方々が皆さん100歳まで元気で暮らしていけるようになるのかというふうなところを検討していきたいというふうに思っておりますので、喫煙・禁煙に対する講演会等の必要性等については、今後健康福祉課を中心として検討させていただきたいというふうに思います。

1番 ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、教育長にお尋ねしますけれども、町長のほうからは全体的な対象者というようなことなんですが、学校関係者ということで、児童生徒なり、あと保護者、そういう方に対していろんな集まる機会あると思いますんで、そういう面でぜひ禁煙の講演会などを今後検討していただければと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

教育長 ご質問いただきました禁煙教育に限定した教育講演会というものは、やっぱり今のところ予定はございません。

ただ、ご質問の背景にあるように、喫煙対策の充実ということに向けて、子供たちと町民の健康を守るために、とてもやっぱり重要な部分であるなど認識しております。そこで、教育委員会としましては、講演会という実施の形態ではなくて、その効果がさらに期待できる方策を検討してまいりたいと考えております。例えば学校における喫煙防止教育をこれまで以上に重視していくというだけではなくて、子供たちと一緒に保護者も一緒に学べるような、例えば授業参観の機会に合わせて授業を行うなどの工夫も可能かなと考えております。

このように、喫煙防止教育に限らず、これからは学校を子供たちだけでなく、広く町民に開いて、そして一緒に学び合える教育環境を整えていきたいと考えております。

1番 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

次に、町の対策の一つである禁煙外来治療費助成、予算化になっているわけですが、これの実績はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

町長 その点については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 これについては、かかった医療費の上限1万円を補助するという制度でございますが、令和3年度以降については申請実績がない状況でございます。

1番 そうすると、制度的には令和3年度からあるということで、ただ利用しているあれがこれ

まで今段階でないということですか。（「令和3年度以降がない」の声あり）ないってこと。令和3年度以降今年度までないということですか。その辺のPRというか、周知はなっているんでしょうか。いろんな相談会の段階ではあるいは相談しているというような状況なんですか。その辺お願いします。

町長 基本的に一時禁煙ブームがありまして、そういった段階で多くの方がパッチングみたいな何か貼るやつとか、そういうところが令和3年までには盛り上がってきているんですが、ほとんどもう禁煙が浸透してきているというような状況もあるのかなというふうに思っておりますので、そんな状況かと思えます。

先ほどの質問については健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

健康福祉課長 制度の周知につきましては対面で行っております。答弁書にもあったように、乳児健診等の聞き取りの中で、家族にいる場合とかおじいちゃんが吸っているとか、そういう場合に対してはこういう補助制度がありますということはしているんですが、やはり先ほど来町長申し上げたように、ちょっとブームというか大分落ち着いたのかなというふうには考えているところでございます。

1番 森町長は子供たちを大変大事にする町長でありますから、もう少し前向きな答弁がしてもらえるのかというふうに期待しておりましたが、ちょっと残念であります。今後ひとつ検討を期待したいというふうに思えます。

次に、除排雪体制についてでありますけれども、固定資産税の減免については町長は考えていないという答弁ありましたけれども、今後空き家の解体などで空き地が増えてくることが予想されます。道路沿線の除雪に雪寄せ場があれば除雪作業の効率化を図れることがあると思ひまして、排雪場所の確保にもなりますので、固定資産税といっても年間の免除ではなくて、やっぱり冬期間の12月から3月までの4か月間の期間を減免するという、そういう制度があれば、今後そういう場所が出た場合借りやすくなるのではないかとこのように思ひますので、今後検討していただきたいというふうに思ひます。

あと、2つ目の質問なんですけど、雪寄せ場の少ない地域の一つとして西堀地区がありますが、町道西ノ前2号線、西堀団地において毎年のように道路が狭くなって緊急車両の通行が心配だというような声が上がっております。答弁の中にありました細やかな排雪事業を実施するという答弁ありましたけれども、ぜひ今年度についてもそういう形をお願いしたいなというふうに思ひますが、どうでしょうか。

議長 すみません。質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたしたいと思ひます。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

議長 再開します。

町長 禁煙の関係で、子供たちにあまり禁煙関係とか何か対応しないみたいなことで言われたんですが、そういうことではなくて、やはり認識の差かなというふうに思っています。なかなか禁煙・分煙等については、かなり舟形町では進んでいるものだというふうに認識しております。あえてそういったことをする必要がないというふうな認識の下でありますので、子供たちに対してそういったことをやらないというふうに言っているわけではございませんので、子供たちに対しては何度も言っておりますけども、舟形町の未来を担う大事な子供たちでありますので、精神ともに健康で健やかに育てていただきたいというふうな思いでありますので、子供たちの健康づくり等々については、全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、固定資産税の関係ですが、町道の除雪等については町道を除雪し始めてから一貫してやはり町民の協力の下で行われてきております。そういった中で、先般も町内会長会議を開催し、町道の除雪等に対してしっかりと協力をお願いしたいというふうなことで言っているところでございますので、あえて固定資産税を4か月間だけ減免するというふうなことになりますと、どこに例えば雪を投雪して堆積をしているというふうなところの把握とか、それを作業するだけでも大変な労力が要するというふうなことでありまして、何でこのうちだけ減免されてこっちになんないのやと、雪こっちまで飛んできたらってどこの範囲までというふうなところで、それらの把握等についても非常に難しいものがありますし、税のほうでも4か月間だけ減免するというふうなことについても、非常に事務作業的に厳しいのではないかというふうに思いますので、そういったところが本当に現実的なのか、先ほど申し上げましたとおり、町道の除雪は町民の生命、財産、それからそういったところを守るための除雪でありまして、役場が勝手にやっているわけではなく町民のために除雪をしているわけでございますので、やはり相互の協力体制というものをしっかり構築しながら今後も町道の除雪をしていきたいというふうに考えております。

それから、西堀のほうについては初期の宅地造成というふうなところもございまして、現在は少し宅地造成をする場合、除雪ができるよう、もしくは敷地内の雪というふうなものを考えながら宅地造成を計画しておりますが、西堀地区については、やはり道路に雪を出さざるを得ないというふうなところで、私も担当しておりましたし、伊藤議員も職員のときに担当しておられたかなというふうに思うんですが、そういった中で、やはりいろいろ苦情が上がってきたところについては、できる限り排雪を小まめにしながら対応していきますので、やはりもうできたものについてはなかなかそれを改善するというのはできませんので、緊急車両等々について心配なされるのは当然かというふうに思いますけれども、できる限りご迷惑をおかけしないような排雪計画を西堀地区については毎年実施しておりますので、今年以降

についてもそのように配慮してまいりたいというふうに思っております。

1番 西堀町内への除雪については、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、固定資産税の関係については、新庄市の場合については一筆帯に借りるということで、利用は制限なくそこを借りることができるというような、そういう条件になっているというふうに聞いております。

次に、除雪の出動の基準ですけれども、町の広報等によれば積雪10センチメートル以上予測されるとき出勤。午前1時半と午前4時に判断されるようですけれども、午前4時以降に積雪があった場合の対応はどのようにしているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

町長 町道の除雪については、通勤通学にまず支障がないようにというふうなのを原則としております。

ただ、1時半の段階で降雪がなく、それ以降降雪が降るということもございますので、その場合はまた4時で判断をさせて、そこから出動というふうな形があります。さらに、それ以降に日中降った場合については、その降ってる状況等について地域整備課のほうで判断をしまして出動させる、させないというふうなところがあります。さらに、舟形町につきましては、119キロ平方メートルほどの町ではありますが、東西に長いというふうな特徴がございまして、積雪の状況が東と西では大分違ったりするというふうなところもございまして、最近ではデジタル技術を活用した積雪観測システム等を設置しながら、小まめにそういった積雪を観測して、除雪体制につながるよう努力をしているところであります。

まだし始めたところで、昨年まではちょっと不具合もあつたりしているところがあるようですが、今年度からまた新しくしてその精度を高めていくというふうなことで、きめ細やかな除雪体制をするとともに、オペレーターのほうの1時半とか4時に起きてというふうなところの判断の苦勞というふうな部分をできるだけ減らそうというふうな取組もしておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

1番 ありがとうございます。

次に、舟形町は国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金というのは受けていないのではないかとこのように思うんですが、報道によりますと県内では7市町が受けているという報道あったんですが、ただ、地域ぐるみの克雪方針策定など、そういう条件あるということがあるようですけれども、これについては今後検討する考えについてはないないのでしょうか。

町長 その事業については、昔の省庁でいくと国土庁の管轄になって、今は国土交通省の中に一部含まれているんですが、どちらかというとソフトであつたりそういった中身であるのと同時に、今議員さんがおっしゃられたとおり、ハードルが高くてなかなか取り組めないというふうなところのものがございまして。そういったところがありますので、そういったところを今後検討しながら、我々が必要な事業であればその事業に取り組んでいくというふうなとこ

ろでございます。

1番 分かりました。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結といたします。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。7番佐藤広幸議員。

7番 それでは、私からは事前に通告いたしました2つの質問について述べさせていただきます。

1つ目、「衛星システム米ブランド化の現状は」、2つ目に、「森林整備を積極的に進める政策を」と題して質問いたします。

町は、令和6年度、稲育成管理システムを約500万円かけ導入し、衛星米ブランド化に向けてJAや町内米穀業者などと協議し、付加価値の高い商品の検討を進めるとしていました。そして、今年はそのモデル事業の成果として、「衛星米をブランド化した米を産直まんさくにおいて試験販売を行う」としてありますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか質問いたします。

2つ目、町は、令和5年猿羽根山、農林漁業体験実習館周辺山林50万7,300平米を取得、令和6年中学校グラウンド脇の山林2万8,262平米の取得など、町の山林の面積が増えています。このような山林の有効活用する政策が重要だと考えます。

全国的に自伐型林業が推進され、少しずつ林業を通してまちづくりや森林整備が進められており、当町においても自伐型林業の可能性について検討を進めるべきと考えます。

その推進には、東北農林専門職大学の森林業経営学科もあることから、学生に早くから町には経営できる可能性のある山林、さらには町有林があることを知ってもらい、活動してもらうことが重要であると考えますが、町の森林活用の考えを質問いたします。

以上です。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「衛星システム米ブランド化の現状は」のご質問にお答えいたします。

初めに、衛星を活用した稲生育管理システムのこれまでの取組についてですが、平成30年産米からの国による生産数量目標の配分が廃止されることに伴い、米の差別化と売れる米づくり、言い換えれば売れ残らない米づくりを推進するため、平成30年度から有人宇宙システム

株式会社を業務委託先として、町独自のシステム構築に着手しております。

令和元年度からは試験的に運用を開始し、3年度にはタブレットやスマートフォンで使えるアプリ開発を実施しております。さらに、4年度は対象を全圃場に拡大する改修を実施したことで、5年度からは山間部や小面積の圃場を除いた全圃場がアプリで見られるようになっております。これまでシステム改修とともに情報発信や利用者を増加させることに取り組んできております。

本システムは、衛星データと気象データを自動取得し、分析した情報を視覚化することで、利用者は自宅でも圃場でもタブレットやスマートフォンを使用して、現在の生育状況を面的に把握できるものであります。具体的には、稲の活性度から生育状況のばらつき状況が分かるため、施肥や追肥の判断に利用できます。また、気象データの累積状況を表示することで、出穂や収穫時期を予測でき、いもち病や害虫の対策にも利用可能であります。写真や文字で記録を残すことができることから、次年度以降の作業や作業の引継ぎにも役立てられるものであります。

ご質問の衛星システム米のブランド化の現在の進捗状況であります。これまでシステムの利用者を増加させることに取り組んでまいりました。それと同時に、利用者への操作研修を毎年開催してきたところであります。

今年度は、ブランド化推進の一環として、試験販売のモデル事業を実施しているところであります。事業内容については、商品名を仮に「縄文の女神米」と定め、2キログラム入りの紙袋に今回デザインしたシールを貼り付け、産直まんさくにおいて、11月の「まんさくの市」開催日である11月15日から50個を販売しております。併せて消費者ニーズを把握するため、Googleフォームを活用したアンケート調査を実施しております。

11月30日時点では、まだ14個しか売れておらず、アンケートの回答者数も2人だけではありません。調査結果は、今後のシステムの運用方針とブランド化の推進に役立てていきたいと考えております。

一方で、ブランド化を進める中で大きな課題があります。それは、システム利用による米の高品質化を進め、試験的に販売することなどは行政として実施可能であります。本格的にブランド化を進めていくためには、米の販売者がブランド化に取り組む必要があります。JAは全農への委託販売が中心であり、舟形町産米を他と区別して販売する考えはなく、町内のその他の米穀取扱い業者も衛星システムを活用した販売に取り組む考えはないようであり、

今後については、農業者の皆様からシステムを活用し、適切な肥培管理を実施いただくことにより、米の高品質化を引き続き推進するとともに、熟練栽培者が長年にわたり培ってきた技術やノウハウを新規栽培者に伝承するツールとしても活用していただきたいと考えており

ます。併せてシステムを活用した米の販売に自ら取り組みたい農業者等を支援してまいりたいと考えております。

次に、「森林整備を積極的に進める政策を」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、自伐型林業の可能性についてですが、自伐型林業は経営する森林を自ら間伐し、伐採木の丸太などを販売先に運搬し、買入れてもらうのであります。結論から申し上げます、現時点では当町での実施は困難であると考えております。その理由としましては、自伐型林業の実施には幾つかの問題点があるためであります。

1つ目は、技術習得に時間がかかることであります。間伐を自ら実施するには、「木を見る目」やチェーンソーを使った間伐の方法など、技術を身につけるためには長い時間がかかることであります。

2つ目は、伐採木の販売先が町内にないということであります。岩手県九戸村では、村の公社が運営する温泉施設のボイラーの燃料として買上げており、ほかにはまきとしての販売もしておりました。しかしながら、現在当町には間伐材を購入していただけるところがない状況であります。

以上のことから、自伐型林業は森林整備を進める一つの方法とは思われますが、当町における実施は困難であると考えております。

次に、東北農林専門職大学の森林業経営学科の学生から、経営できる可能性がある山林を知ってもらうことについてであります。当町の森林は、国有林を除いた私有林面積は3,637ヘクタールでありまして、その筆数は9,112筆であります。これらから1筆当たりの平均面積を求めますと0.4ヘクタールとなり、小区画の森林が多いことから、森林施業の作業効率がよくないことが分かります。

また、2020年の農林業センサスによりますと、1戸当たりの平均経営面積は2.78ヘクタールであり、経営規模が小さいことが分かります。

以上のことから、林業経営を行っていくためには、複数の森林所有者からの借受けなどが必要になります。さらには様々な機械なども必要になります。そのため、当町において個人が直営的な林業経営により収入を得ながら採算ベースに乗せていくのは、非常に困難であると考えます。

当町としましては、森林所有者から同意を得て集積し、意欲と能力のある林業経営体に経営を委ねる森林経営管理制度を活用し、主伐を含めた森林整備を進めていくことが必要と考えております。しかしながら、当町は私有林面積が最上地域内の他市町村より少ないことから、森林環境譲与税の譲与額が少なく、業務委託を実施する財源が不足することから、森林経営管理制度への取組が遅くなっております。

今後については、森林環境譲与税を活用した経営管理制度により森林の整備を推進していく

とともに、譲与額増加のため算定方法の見直しについて、引き続き国へ要望してまいります。

7番 それでは再質問させていただきます。

この衛星ブランド米についてから再質問しますけれども、この質問をするに当たりまして、私も大変待ち望んでいたお米でしたので買ってみました。まんさくに行きまして、お二方が出されていたようでしたので、2人分買ってそれぞれ食べ比べてみました。非常においしくて、お米を開いてみると、昔小さい頃の宣伝思い出したんですけれども、「だって水晶米なんでもん」という宣伝ありましたけれども、ああいうふうなまさに水晶米のようなお米で、とてもおいしい、そして、お二方ともそつのないとかむらのない、それこそ宣伝どおりのお米になっていたなというふうに思います。

ちなみに、実は私もはえぬきを作っているんです。自分でも。それでも今回のお米の違いを鈴木憲和大臣じゃないですけども、食べ比べしてみたんですけども、もちろん私の米は無農薬っぽく低農薬で作っていますから、見た目にもむらがあります。ちょっと黒い斑点とか、消毒をあまりしないものですから、どうしてもカメムシに吸われて黒くなるんですけども、そういうお米が私のお米にはありますけれども、衛星米のブランド化しようと思っている米には全くないすばらしい米でした。

ということで、非常にいい米だなというふうに思います。そして、今回これに当たって青森県の産業技術センターというところに視察に行ってきたんですけども、そこも津軽地方で衛星を使って青天の霹靂というお米を作っている農家さんに対して衛星画像を提供して作っているお米でした。これで舟形町の違いがよく分かるんですけども、青森県はもともと寒い地域だからだと思うんですけども、2004年から2014年まで特Aのお米は全然作れなかったんだそうです。ところが、2015年から青天の霹靂というブランド米を発表して、さらにそのブランド米を作るために衛星も導入したのが2015年。そこからもう特Aをずっと取り続けているということで、これが青天の霹靂というブランド米に対してのストーリーになっています。

去年、私青森行ったときに買って食べてみました。ササニシキと似た味わいのさっぱりとしたお米でした。大変おいしかったです。それで、ここでひとつ舟形町との違いは、舟形町のはえぬきという品種は、たしか平成三、四年のときに出た品種なはずなんです。もう作り方がもう完璧にといいますか、もう確立されていて、ずっと特Aだったはずなんです。ほとんど特Aを逃したことがないすばらしいお米の中で、さらに舟形町は、そこを衛星を使ってさらに高品質な衛星米のブランド化した米を出そうとしているわけですから、相当ハードルが高いなと私は感じました。

そこで、どういった差別化をしていくのかなということで、山形県のお米がかなり高いレベルで食味から何から管理されている。そこに衛星を使って、さらに付加価値の高いものを買

ってもらう人にアピールしなくちゃならないわけですよね。そこをどういうふうにやっ
ていこうかな、やっっていくのかなというところがちょっと疑問なものですから、そこら辺の
ところをどういうふうに考えているのか再質問いたします。

町長 7番議員さんのおっしゃるとおりなんですけど、基本的に舟形町は、つや姫の栽培という
ふうなものについて、栽培できる面積が3割もない状況であります。そうすると、基本的には
つや姫以外のはえぬきを主として販売をしていかなければいけないと。そうすると、7番議
員さん言われるとおり、山形県内のはえぬきはいっぱいあります。その中でも舟形町のはえ
ぬきをどうやって売っていこうかと言ったときに、衛星を使った栽培管理を、生育管理をし
ているというのが、一つしっかりとしたきちんとした栽培をしているというのをプラスアル
ファとしてブランド化していくというのが目的でありますので、今議員さんがおっしゃられ
ているのとは若干違うということです。要は、おいしいお米のつや姫というのは全国的に山
形県のはえぬきというのは分かっているんですが、山形県の中で舟形町のはえぬきをどうや
って売っていこうかと言ったときに、衛星を使った栽培管理をしていきますというふうな
ところあります。特に、舟形町は事業継承という意味からも圃場整備に取り組みつつありま
す。そうすると圃場が大きくなります。1ヘクタールとか3ヘクタールとか。そうしたとき
に水管理というふうなものも大事になってきますし、また、広く面積になると、やはり栽培
管理というふうなところでむらが出てきては困ると。それを今回の衛星を使ったものでいく
と、10メートルメッシュで栽培状況が現地でも分かるし家の中でも見れると。そうすると水
口の辺りは青立ちしてたとか、あと、先ほど答弁にも申し上げましたが、気象条件もありま
すので、気温が高くなってきて何日たったから害虫の発生があるとか、そうすると先に消毒
の必要性があるとかというふうなところのきめ細やかな栽培をすることで、舟形のお米は山
形県のはえぬきと一味違うんですよというふうなところを出したいというふうなところで、
衛星を使った栽培システムというのを導入したというふうなことでありますので、その点ち
よっと認識が違うところもあるかもしれませんので、こういうところあります。

そういう経過の中で、衛星を使った米づくりを実施してきているというふうなことでありま
す。

7番 分かりました。分かりましたというか、そういう趣旨で衛星を導入しているんだろうな
ということでもあります。

QRコードですね。あれに貼ってあるQRコードから私も入って行って、そのストーリーは
様々出てきて、最後にアンケート二、三問という、3問でしたか4問でしたか、それに私も
アンケートに答えましたけれども、私その中で、またこの青森県の技術産業センターと今後
舟形町が検討しているのかやっっていくのか分からないですけども、2015年から今年はもう
2027年ですから、大分12年ぐらいたってます。

その中で、衛星画像を見てその技術センターさんの青天の霹靂を作るときには、もう衛星ナビというものに自動的に入るような形で生産管理を行うような仕組みになっていて、入った人からは反当たり自動に利用料を徴収しているということだそうです。負担してもらっているそうです。

それで、そこで今舟形町とは今は違うかなと思うのは、その画像を見ると、その職員がたんぱく質の量とかそういったものが低いところとか刈取りの時期とかそういうのを見て、食味が劣る30人の農家に指導をしたんだそうです。そして、30人のうち30人ではないですね、30人のうち7割、22人の農家が食味目標を達成したと。こういうきちんと指導を画像を見て職員が指導に行って、もちろんそれ受入れますと言った農家さんだけに対してだそうですけれどもちゃんと指導して、そして食味の改善につながったお米を青天の霹靂としてブランド米として出していると、こういうような話がありました。これが今舟形町ではないんじゃないかなと。今後やっていくのかどうか分からないですけども、そういった形で食味の安定性というんですか、むらのないお米を作るそういうものに対しての働きかけですね。そういったものがこの技術産業センターのような働きかけが必要だというふうに私は思いますけれども、その点、今後どういうふうに考えているのか質問いたします。

町長 全県的な県の取組というふうなことでの問題だというふうには思いますけれども、うちの農業振興課長も同行させていただいたようなので、ちょっと青森県のシステムがどのようなものかちょっと私は存じ上げないので分かりませんが、これも県が技術指導するというのと、舟形町が技術指導するというのでは、これは違うと。このうちの衛星を使ったブランド米作りというのは、あくまで個人が売買をするときにこういう高品質なお米作りをするんですよという付加価値をつけられるそういうためのものであって、我々のほうでそれを技術指導するような、そういう普及する相談所の職員はいますけれども、青森県の何とか研究所みたいなとか、そういうところとはそもそも性質が違うので、まずは我々としては、個人的に舟形町のはえぬきを高く差別化して売りたいというところでの利用だというふうなことで、あくまで個人的な品質管理をする上でのものでありますので、まずその点をご理解いただいて、あと具体的にはちょっと農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っています。

農業振興課長 ただいまの栽培指導に関してであります、やはり青森県の場合は、まずシステムをつくるときに工業の研究所と農業の研究所がタッグを組んでシステムを構築したと。実際運用を始めてからは、山形県でいえば農業技術普及課のような組織が栽培指導をしているというふうな状況でありまして、舟形町のシステムではやはりそこまで技術指導をしっかりとできる職員もちょっと私どものほうでいないものですから、なかなか難しい状況ではあります。

しかしながら、ただ、タブレット等でいろいろ見れるものですから、農協の営農指導の方に見てもらおうとか、そういったことはぜひ協力をお願いしたいと営農センターのほうにはお願いしているところがございます。

7番 ありがとうございます。

それですね、私、町長の答弁を聞いていて、あれと思うのが一つあるんです。というのは、その衛星を見て作った農家さんから衛星米をブランドしたいということで話が上がってきているわけではないと思うんですよ。町が政策としてこの衛星システム米をブランド化しますという政策を去年から出して今年も出したんで、私も一般質問してるんです。町の政策だから。これ民間が主導でやりますと言ったものなら頑張ってくださいというふうな形で静観しているわけですが、町が一つの政策として出してきているものですから、そこに町がやっぱり関わらなければ、これ政策として出してる意味はないと思いますので、やはりそこをやっぱり考えれば、ある程度の指導というのは町がするべきものであると私はそういうふうに考えます。

町長 基本的に先ほど答弁でも申し上げましたが、平成30年度から生産数量目標の配分が廃止されて生産の目安が出されたという、そこでまず国の制度改正になりました。そこで我々として先ほど言ったとおり、舟形町でつや姫を作れるかと言ったら3割しか作れないと。その当時は多分2割ちょっとしかなかったと思うんですが、そういう状況の中で、大半の人がはえぬきを作っていると。舟形町のはえぬきをどうやって売ったらいいかということで、平成30年からそういうまずは高品質の米を作るための支援として、農林水産省の補助事業をつくりながらこういったことをやってきたのであって、最終的には先ほども答弁で申し上げましたが、売れる米というふうなこと、逆に言うと売れ残らない米というのを舟形町の農家の方々が作っていただいて、ほかの県内のはえぬきよりも100円でも200円でも高く売っていただきたい、儲けていただきたいという思いでやってきているわけですから、政策的なことは政策的なことでも進めてきています。ただ、それがすぐ技術指導という話では、これは違うと思います。

町としてこういうしっかりとした補助でなり、自分の家でもいいんですが、スマホやタブレットで今の状況が分かって、それらでいろいろ施肥、追肥等、消毒等の管理もできるというような状況をちゃんとありますよと。加入者も大分多くなって、それを見てやってはいるんですが、問題点はそれを販売するときに農協さんとかに出してしまうと、一生懸命そうやって高品質のお米を作ったにもかかわらず、ほかの米と一緒にしてしまうというのが問題点でありまして、それだったらいろんな個人的にいろいろ販売するところでいろんなことをやっていただきたいというのが我々の願いであります。

補足的なところがあれば、農業振興課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

農業振興課長 栽培指導は確かに食味に直接関わるという大事なことではありますが、食味に関しては、ある一定程度のレベルにはもう到達しているというふうな考え方もございまして、私東北農林専門職大学できてから、ある教授にご相談したことあるんです。ブランド化の進め方とはどういうふうなことをしたらいいのかという話をしたんですが、食味はもうどの産地ももう一定水準以上高くなっているんで、それで差別化は非常に難しいんだと。特に差別化をするというブランド化という言葉を使いますけれども、そのブランド化とは何かといえ、その商品が特別な独自性があるというふうなことでありまして、例えばネーミング一つでも、もちろん栽培方法に衛星を使うこと一つでも、そのブランド化の一つにはなっているんだよというふうなことを教えていただきまして、うちのほうは衛星システムを使ってむらのない均一な品質ということと、あとは、今回は議員も購入していただいて大変ありがとうございます。縄文の女神米という、ちょっと安直かもしれませんがそういう名前をつけさせてもらって販売したところでございます。

7番 町長の思いも、さらなる差別化の難しさもある程度は分かります。ですので、むしろ好調なふるさと納税の返礼品で、そこから市場を開拓していくというのは一つの案ではないかなというふうに思います。納税のホームページを見ますとまだ売っていないようです。その衛星システムには納税額のお金は使われていますけれどもという説明はありますけれども、返礼品にはまだラベルの出たばかりだからあれでしょうけれども、それで都会の人に、納税してくれる人にファンを増やしていく、そこから外から中のほうに差別化されたお米だよということで買ってもらうのも一つの手じゃないかなというふうに思います。

ちょっと時間がないので、その点は後でまた答弁していただいて、自伐型林業のほうにも、次に質問させていただきます。

自伐型林業というのは、私何でこのことに去年も質問しましたけれども、そういう質問するのかといいますと、やはり山形県が森林から出る酸素の量がこれから年々減っていくと試算しているわけです。森林が老朽化して酸素の放出量が年々減っていくという試算をしていると。ですから、森林が最上郡全体から見れば町の森林は少ないにしても、それにしてもやはりこの森林の整備事業、再生事業というのは必然的に未来に対して行っていかなければならない事業なんだろうと私は思っているのでもうちょっと質問をさせていただいております。

そして、自伐型林業というのは全部切るんじゃなくて間伐して必要な木だけを切っていくという林業で、少人数でもできて一定の間伐を行って長期的な経営で副業としてもやれると、こういうような考え方の林業です。ですので、逆に言うと本格的にじゃなくて副業でもやれるんですから、舟形にマッチしてるんじゃないかなと私は思ってます。

そして、よく山形県で河川の木を切って無料で配布しますよなんていうふうに言って、あれ見えていますとすぐなくなるような感じですから、木が欲しい、まきにして木が欲しいという

方はいらっしゃるんじゃないかなと私は思います。そういったところの掘り起こしをやはりしていくべきではないかなというふうに思います。

答弁に、チェーンソーの使い方とかそういうものが難しいというふうな答弁ありましたけれども、一緒に研修行きましたけれども、九戸村では女性の方が地域おこし協力隊として、女性の方が取り組んでいました。決して講習をちゃんと受けて安全講習さえしっかりすれば、そんなに安全性確保されていればできるのではないかなというふうに私は思います。

ということで、まるきりこれに取り組むというのは難しいという答弁ですので、少なくとも森林に対して人々が入って行って整備を進めると、そういう政策が一つ必要だと思えます。ということで、今町ではどういう森林整備の補助金なりそういう政策があるのか質問いたします。ちょっと短めに答弁をお願いしたいと思います。

町長 先ほどのお米の話でいきますと、ふるさと納税のときにふるさと納税額が少ないときに、衛星を使ったお米ということでシールを貼って提供しておったんですが、あまりにもふるさと納税の額が多くなってきて、それを分類して精米するというふうなところが難しくなってきた、今はもうやっていないというふうな状況になっています。

林業関係のほうについての施策等については、農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

農業振興課長 森林整備の町独自のというか、町の実施している補助事業については、間伐と、あとは下刈りになります。そのほかの補助事業については窓口が森林組合さんになっておりまして、造林から枝打ちなど様々なメニューはあるようでございます。

7番 九戸村さんでは林業の整備関係が進んでいるということで、ヘクタール当たり除伐だと21万円を補助するとか、保育林の間伐だったら28万円、あと作業道の整備、林業機械のレンタルと、こういう各種補助金を整備してそういう森林に関して入る、何というか整備するそういう政策を取っておりました。

これ私いいなと思うのは、熊はどのぐらい出ていますかと聞いたら、週に1回とか2回は出ますと言っているんですけども、舟形町のように毎日のように出ていないような気がしました。こうやって森林に人が入ることで、やはり熊と人とのすみ分けができるんじゃないかなとも考えております。ですからもっと森林に対して携わる人を増やす、そこまでいかなければなら柿や栗とか、そういう要らないものに対しての木を伐採するための補助金をまずは木を手にするというんですか、作業をするというそういうところの政策からまずは少しずつ始めて行って、だんだん森林のほうに移って行ってもらうということも必要なんじゃないかなと、学生さんももう卒業していきますし、そういった考え方で取り組んでほしいなというふうに思っているんですが、考えをお伺いいたします。

町長 九戸村さんの例えば業種といいますか、林業に携わる人が多いとかいろいろな状況が違う

と思いますので、すぐにそういった補助事業等ができるかどうか等について、さらに先ほどの禁煙のほうでも、禁煙外来の補助金は令和3年度から誰も使っていないというようなところもあります。必要であればそれも必要かというふうに思いますが、まずは今後いろいろなアンケート調査も踏まえながらやっていかなければいけないと思いますし、ただ、柿の木の伐採等については補助事業はもう既にありますので、詳しくは農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 柿の木、栗等の不要果樹の伐採については町報お知らせ版で募集をしまして、9月補正で補正いただいたところで1地区やっております。また、12月補正でもまた1地区という形で、来年度も県の事業を活用して実施していく予定でございます。（「終わります」の声あり）

議長 いいですか。（「はい」の声あり）

以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番奥山謙三議員。

6番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

第1点が、令和8年産コメ作付への対応は。

令和の米騒動を受け、石破 茂首相（当時）が「増産」を表明してから僅か3か月、政府のコメ政策は、減反時代に使われた「需要に応じた生産」に軌道修正されました。増産を目指す農家は方針転換に憤慨していると思いますし、コメ価格の高騰が続いており、消費者も困惑していると考えています。

農林水産省は10月31日、有識者でつくる「食料・農業・農村政策審議会食料部会」を開催し、令和8年産のコメの生産約711万トンとの目安を示し、令和令和7年産と比べ約35万トンの減産を公表しました。

令和8年産コメの作付配分について、町の対応についてお聞きします。

第2点目が、町営住宅団地の検討が必要では。

町営住宅団地1号棟は築50年程度経過し、2号棟、3号棟は築40年以上となっているものと思います。町では大規模修繕等を行い、長期使用と利便性向上に努めていますが、老朽化が進んでいることと、1号棟は火災も発生し、使用できない部屋もあります。現在入居されている方もおり、難しいとは思いますが、何らかの対応を検討する時期に来ていると考えます。町営住宅団地の今後について質問します。

以上です。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「令和8年産コメ作付の対応は」のご質問にお答えいたします。

初めに、令和8年産米の生産の目安についてであります。7年産米の収穫量が748万トン

と豊作基調であったため、7年産米の目安である683万トン大きく上回りました。また、備蓄米の大量放出などもあり、9年6月末の民間在庫量の見込みが最大で245万トンと非常に多く、適正な量といわれる200万トンを大きく上回っているため、8年産米の国全体の目安が711万トンに設定されているようであります。

一方で、舟形町の8年産米の生産の目安については、山形県農業再生協議会において決定されます。12月1日に臨時総会が開催され、その中で決定し、各市町村へ通知されております。当町への配分面積は809ヘクタールであり、前年比で2.1%増の17ヘクタールの増加でありました。

ご質問の8年産米の生産の目安の配分面積に対する当町の対応についてであります。7年産の配分よりも増加したことから、生産面積を拡大する方策を取り、配分された面積のフル活用を目指す必要があります。具体的な対応案は次のとおりとなります。

1つ目は、7年産においても実施した水稻作付意向調査の実施であります。

調査結果に基づき、作付しない予定の農業者には配分せず、作付予定者に対してより多く配分する方法であります。

2つ目は、7年産米に引き続き、地域互助会の利用可能上限面積の撤廃であります。

令和6年産までは利用上限1.5ヘクタールまでに制限しておりましたが、できるだけ多くの面積を作付していただくことで生産の目安のフル活用を目指すものであります。

3つ目は、7年産米において、当町では22ヘクタールの過剰転作となり、8月に南陽市から市町村間調整の申入れがあり検討した結果、20ヘクタール分を実施することになりました。具体的には、舟形町農業再生協議会は、南陽市農業振興協議会に配分面積20ヘクタール分を引き渡し、南陽市の協議会からは、それに相当する金額237万2,000円が調整金として当町協議会に支払われるものであります。これを原資としまして、8年産において復田した水田に対し、10アール当たり2万円の助成金を交付することに決定しております。

また、今年度中に準備を進めていただくためにも、9月には米の作付者へ周知をしております。詳細については、農政座談会において再度周知を図る予定であります。

現時点では、以上のような対応を実施する予定であります。今後については、当町協議会の事務局の中で対応案を協議した上で協議会総会に提案し、決定していただく予定であります。いずれにしても、当町としては農家所得の最大化を目指して、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、「町営住宅団地の検討が必要では」についてのご質問にお答えします。

最初に、現在の町営住宅舟形団地の状況についてご説明を申し上げます。

1号棟は昭和51年度に建設され、今年度で49年が経過しております。補修履歴は、平成20年度に浴室防水・外断熱・屋根、平成22年度には給水管、ベランダ、平成27年度に排水管・階

段手すりの大規模改修を行っており、現在の入居数は16室中10室となっております。本年8月29日の火災により被害を受けた出火場所である1階3号室から上の2階3号室、3階3号室及び4号室、4階3号室の計5室は閉鎖し、居住可能な状態への復旧は行わない予定であります。

2号棟は昭和52年度に建設され、48年が経過しております。補修履歴は、平成21年度に浴室防水・外断熱・屋根、平成23年度に給水管、ベランダ、平成28年度に排水管・階段手すり、1年遅れで1号棟と同様の大規模改修を行っており、現在の入居数は16室中12室となっております。

3号棟は昭和59年度に建設され、41年が経過し、平成29年度に外壁、屋根、給排水管、ベランダ、サッシの断熱、玄関ドア、階段手すり、平成30年度に浴室の改修を行っており、現在の入居数は16室中15室となっております。

舟形団地の今後につきましては、6月定例会において伊藤廣好議員の一般質問「アパート建築とランドリーの誘致を」の答弁の中で、「空室になっても入居募集は行わず、各棟の空き状況を勘案しながらほかの棟に移っていただくなどして、空いた棟から解体をしていくことになるだろう」と申し上げました。

舟形団地の耐用年数は70年ですが、建築から約50年も経過しますと、「風呂設備や流し台が使いづらい」「4階まで階段を上らなければならない」「結露が発生しやすい」など、快適性や利便性で大きく劣る部分が見受けられます。これらは間取りや構造が要因であるため、改修により改善することは困難と考えております。

また、公営住宅の目的である「低額所得者の住宅不足を緩和するための住宅供給」というところでは、今年度は入居の問合せがないことや、人口・世帯数の減少、空き家の増加等から、新たな整備や大規模改修を積極的に進める状況ではなくなっていると感じております。

ご質問の舟形団地の今後につきましては、6月定例会における答弁と同様になりますが、新規入居は停止し、各棟の空き状況を勘案しながら、住環境のよい棟へまとまっただき、適切な維持管理を行いながら、空になった棟から用途廃止、解体を行い、新たな公営住宅整備は行わないことを基本とし、建物の修繕や入居者の実情に応じた対応を検討してまいります。

6番 まず、最初の令和8年産の米の作付についての質問でありますけれども、今回あえてこの質問をしたというふうな私の目的は、昨今の米騒動、要するに米価の高騰、この原因をつかったのはどこかというふうなところなんです。というのは、やはり農林水産省で発表している生産の需要量、これがこれから三、四年前に行ったこれが2年、3年ほど需要量が消費量よりも少なく生産の目安を出したというふうなところが一番の大きな原因になっているようなんです。それと併せて南海トラフが発生するだろうというふうなマスコミ等の報道があっ

て、買占めというか買いに走ったと。さらにはインバウンドで来る方が大幅に増えたという
ようなところでの需要量が大幅に生産の目安以上に多かったことよっての民間在庫の量が
減ったと。その結果、米価がここ2年ほどで2万円ほど上がったというふうな経過なんです。
要は、言うなれば今回も国のほうでは生産の目安711万トンということで表示しておりますが、
信用せざるを得ないというような状況は分かりますが、この根本をつくったというのは、と
りもなおさず国であるというふうなところが私からすると一番悔しいところなんです。そう
いったことのおかげで米の民間での輸入米が増えております。去年が4万トンちょいだった
のが、もう今年は3か月で4万トンを超えているというふうなところで、大手のコンビニ、
あとチェーン店においては、もうカルローズ米を国産米と混ぜて提供しているというふうな
ことを考えていくと、日本の米自体が来年以降どうなるのか非常に危惧しているところなん
です。そういったことで、この辺のところについて、町長の見解をまずお聞きしたいと思います。

町長 ちょっと大きな話でありまして、一自治体の長がいろんなことを言っているかとはちょっ
と思いますが、ただ、個人的な感想を申し上げますと、やはり熊と同じで熊の頭数を全体的
に把握していないというのが、熊の場合の頭数を制限することができなかったというのと
同じで、農水省としてやはり生産している実態という収穫量そのものが把握できていなかっ
たんだろうというふうに思います。それを受けて、さらに消費につきましては私が担当してい
る頃は年間8万トンずつ減っていくと。8万トンでいいのか。それが今10万トンずつ減っ
ていくと、米離れだというふうなところで言われてきているものですから、それだけで需要と
供給のバランスの中で生産の目安を行ってきたと。

実際、昨年の米の段階では、生産量とそれから消費量のバランスが当然合っていなかったと
いう奥山議員の考え方と同じなんです。しっかりそこを把握しながらやっぱりやっ
ていかなければいけないだろうというふうに思いますし、その結果、今度は備蓄米出して価格だ
けの調整というふうなところが図られたものですから、ますます非常に農政的には混乱をし
ているというような状況だというふうに思っています。

そういった中で、やはり民間のほうについては安いお米というふうなことで、民間が一生懸
命海外から輸入しているということも事実でありますし、そうした場合にやはり日本の農業、
これは食料安全保障という重要な問題でありますので、しっかりとやっぱり米の自給率とい
うのを守りながら、日本の農家、農業というものを維持していくための施策をしっかりとや
っていただきたいという、そういう意味ではある程度、鈴木農林水産大臣は山形県出身とい
うふうなところであって、十分に理解しながらやっていただけるものというふうに思ってい
るところであります。

6番 ありがとうございます。

それですけれども、令和7年産における国の生産の目安は683万トンが、去年増産してほしいということで、飼料米等から一般の食用米に転換されたというようなところもあって747万トン、この25年産の生産量、実際はこのくらいになるということで、かなりの量が増えてきてるといようなことを考えていくと、今後輸入米も増えてくる、あと、これだけ増産によって生産量も増えたというような中で、米の価格を果たして維持していけるのだろうかというようなところで、昨今の新聞報道では、米卸の大手木徳神糧とか神明とかの株価が下がってきている。要は、今年産の米を高く買ったがためにこれから下がっていくということで、逆に損してまでこれを売らなきゃならない場面が出てくるというところで、非常に危惧しているような状況であります。来年以降は分からないと言えればそれまでなんですけれども、そこで聞きたいのが、去年の米増産の要請に舟形町の転作の達成状況を見ると大幅に超えていると、転作が達成しているということを考えれば、増産に応じた農家はいなかったのかなというふうに思いますが、この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 舟形町的には圃場整備等も実施しているというふうなこととか、災害が令和6年4月にございましたので、7年産米の作付に多少なりと影響してる部分があったというふうなところもあるかと思えます。

そういった中で、平成30年に食管法の改正があって生産の目標から目安というふうなところまでなってきたわけですけれども、それ以降、ずっと舟形町としては転作面積を完全にクリアしておりまして、専門的な用語というか隠語で言いますと深掘りをしているというふうな状況であって、先ほど答弁にもありましたとおり南陽市との20ヘクタールのやり取りをしたというふうなところでもあります。こちら辺の作付の状況等については農業振興課の課長から答弁をさせていただきたいと思えます。

農業振興課長 ご質問の増産のほうにシフトしたというか、そういうふうな方針を取った農家さんについてですが、やはり地域互助会の上限撤廃ということで、複数農家10件以上の農家さんで増産に向けて少し増やしております。あとは大きく増やした方も当然いらっしゃいます。

しかしながら、町長の答弁にもありましたけれども、圃場整備の関係でどうしても作れないという方もいらっしゃるものですから、トータル的に見て22ヘクタール過剰転作状態になっていたものを南陽市さんのほうに20ヘクタール引き渡したというふうな結果でございます。

6番 去年の再生協議会での座談会資料に基づいた内容で、これからちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

全体の面積が1,400何がしのヘクタールがあって、配分対象面積になったのが1,200幾らで、その差184ヘクタールほどあったわけですけれども、その原因というか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

農業振興課長 184ヘクタールにつきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、最初に作付意向調査を実施いたします。作付の意思がない方、今回水稻は作りませんという方の部分については配分の対象から除いてということで、184ヘクタールはそういった中身になってございます。

6番 大変細かいところを聞いて恐縮ですけれども、この1,400何がしという田の面積というのは、地目が田として表示されている面積の合計というふうなことでいいんでしょうか。

町長 うろ覚えで答えると、ちょっと間違いと悪いので、農業振興課長に答弁させていただきたいと思います。

農業振興課長 その面積につきましては水田台帳の面積でございまして、水稻共済細目書の面積でございます。登記の面積はまた違ってございまして、中山間地域にありがちな斜面、畦畔が長いとかという部分については、その配分の対象にするのが非常に適当ではないということで、水張の面積が水田台帳の面積になってございます。

6番 ありがとうございます。

今私がちょっと聞きたかったのは、舟形町における耕作不能面積、耕作放棄地、これがどの程度の面積があるのか、ここら辺を聞きたかったのです。

町長 農業委員会で一応毎年調査をしながら確認をしているところでもありますので、事務局長のほうから答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

農業委員会事務局長 耕作ができないという部分については、自己保全の中の一部であったり山林のような状態に転作で一時期推進したこともあってですね、正確には農業委員会として把握しているのは遊休農地というふうな表現になるのですが、遊休農地は、15ヘクタールでございます。農業委員会として遊休農地として把握しているのはそれでありまして、そのほかにもある可能性は十分ございます。

6番 遊休農地イコール耕作放棄地ではないということなんですか。私が言いたいのは、白鷹町で調査した耕作放棄地面積、全体の面積ちょっと分かんないけれども、100町歩超えていたんです。舟形で15町歩しかないというようなことになってくると、本当だべかと何か疑問に思ってしまうところもあるもんだから、昔私農協にいるときに転作の確認とかって、ずっと山奥に行ってこの田を見た経過あるんです。この辺が地目が田なのかちょっと分かんないけれども、実際田として作っておった場所なものだから、そういうふうな場所ではほとんどもう今作られていないと思うんです。そういったところがどうなっているのか。要するに、そういったところも含めていけば、かなりの面積に耕作放棄地の面積としては出てくるのかなと思います。15ヘクタールしかないというのはすばらしいなと思いますけれども、この捉えがちょっと違ってるとはしないのか、ちょっとここら辺をお聞きしたいんです。

町長 耕作放棄地と遊休農地との定義もございまして、我が家にもございましたが、山あいの沢

の田なんかは、もう耕作を大分放棄しております。そういうところはもう完全に復旧が難しいと。要は、すばらしい大区画の圃場の中に遊休農地であつたり田んぼを作らない人がいると困るというふうなところで、ちょっと意味合的なのところもございまして、山の中のような田、私の家のような田は、今さら耕作放棄地として復旧するというふうなところには至っていないという考え方もありますので、ちょっとそこら辺は事務局長という立場なのか、農業振興課長という立場なのか分かりませんが、答弁をさせていただきたいと思います。

農業委員会事務局長 先ほど申し上げた15ヘクタールというのは、農業委員会として遊休農地調査を行って公式に発表している数字でございます。

しかしながら、耕作放棄地と申しますのは、農林業センサスで農業経営者が自分の主観において報告した数値でございます。似たようなところはあるんですが、大分違うところもあります。実際に奥山議員おっしゃるもっとあるんじゃないかという部分については、水田台帳上自己保全管理になっているところが250ヘクタールほどございまして、その中に実際山林化しているところが含まれるというふうな状況でございます。

6番 次にですけれども、地域計画、これ舟形町でもつくっておりますけれども、報道によると、この山形県全体では担い手なしの割合が、要するに白地の割合ですけれども、県全体では3割、庄内地区は11%、そして村山地区は51%というふうな新聞報道でありましたが、舟形町のこの白地の割合はどの程度なのかお聞きしたいと思います。

町長 その点については農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 地域計画の白地の割合でございますが、認定農業者の経営農地の計算を積み上げてまいりますと、35%というふうな白地がございます。現在、圃場整備非常に進捗してございますので、そちらがどんどん進捗して完成していきますと、より30%に近づいていくような形になるというふうにご考えてございます。

6番 あと、圃場整備じゃない、8年産米についての質問の中で、ちょっと今の中山間なり多面的で各集落ごとに活動していると思います。そういった中で、農地の受け手を集落内で完結できるような体制をつくっていかないと、地域のつながりが薄れてしまって、地域のつながりがなくなってしまうというふうな懸念があります。要するに、維持作が増えてくると地域全体のつながりが薄れて、農地水の維持であつたり中山間の維持だつたりが、非常に活動が困難になってくるというふうには感じております。

そういった中で、できれば各集落にそれらを受けてくれる農家、これをやっぱり育成していかないと、舟形町農業ましては地域のつながり、これが薄れてしまうんじゃないかなというふうには思っております。

そういったところについて、町としてどのような対応を行っているのか、また、行おうとしているのかお聞きしたいと思います。

町長 6番議員さん言われるとおりでであるというふうに思います。ただ、やはりその集落の中で事業継承ができるとか、その他の同じ集落の中で貸し借りができるという好条件に恵まれているところは数少ないというふうに思います。やはり地域計画の中で取り組んでいるのもかなり大きな広がりを見せているというふうに思いますし、やはり基本的には圃場整備をしながら事業継承、もしくは新たな生産法人等々の組織をつくりながら、個人経営から脱却しながらというところも必要に応じてやっていかなければ、事業継承ができないんだらうというふうに思います。そうしたところの中で、多面的であったり中山間の取組というふうなものについて、また、そこはそこでまた別の取組方をやらないといけないのではないかとこのように思いますし、やはり圃場整備をすれば耕作者が減るというふうな現実がございますので、そうした場合に多面的であったり、中山間をどう維持していくかというふうなところもございますので、そういったところでもし何かうちのほうで考えているところがあればということであるんですが、できるだけ新規就農、女性活躍推進室もつくりながら、新たに新規就農をすることであったり、農林専門職大学の学生が卒業後に舟形町で新規就農していただくような手だては考えているところがございますが、それ以外にも、もしこういったことであるというふうなことがあれば、農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいとします。

農業振興課長 ただいまの奥山議員のおっしゃることは非常に理想的ではございますが、実際には担い手がどんどん減っていったというふうな状況で、その地域内で施設等の道路や水路の維持管理に関して人手不足になるというふうなことに限っては、ぜひ交付金の中で雇用してほしいと、日当を払って雇用してほしいということで、なるべく二つの事業の継続をしていただきたいというふうなことをお願いしているところでございます。

6番 確かに私の集落は非常によい環境だなというふうに思っています。ただ、今回の農業センサスの結果を見ると、農業従事者の平均年齢が67.5歳、65歳以上の占める割合が71%ということで年々増加しております。そういったことを考えていくと、やはり家族経営では、一経営体では限界に来ているのかなというふうに思います。やはり方向づけとしては法人化、これは避けて通れないのかなというふうに思っているところであります。そういったところを加味しながら進めていただきたいと思います。

次にですけれども、町営住宅団地についてお聞きしたいと思います。

耐用年数70年ということなんですけれども、1号棟から3号棟、全部3つあるわけなんですけれども、この耐用年数70年にこだわって使用していくのか。それとも1号棟は使えない部屋もあるわけなので、なるべく早く今入っている方々を2号棟、3号棟に移っていただいて解体を進めていくのか、もしそこら辺の考えがあるとすれば、いつ頃までそれを実施したいのかを聞きたいとします。

町長 多分建築した際の補助金であったり起債等については、もう年数相当たっていますので返

還というのではないかもしれませんが、平成19年、20年、21年あたりで大規模改修した分のやつについての補助金であったり、それから起債等についての制限がもしかするとあるのかもしれないというふうに思っています。

そういった中、状況も踏まえつつ現在1号棟は火災もあった結果、大分空室が多くなってきておりますので、いろいろな条件もございますが、少し引っ越し費用の支援をしながらでも、必要に応じては2号棟、3号棟のほうへ転居していただくというふうなことも考えざるを得ないだろうというふうに思っています。

いずれにしても、やはりあの高層の4階の建物というのが非常にその当時の建築の条件でありますので、あまり住んでいる方に対しての居住性があまりよくないというふうなところもございますので、できる限り入居されている方々の意向も聞きながらではありますが、解体の方向で考えていかざるを得ないと。ただ、先ほど言ったとおり補助金等をもらっている、起債を受けているというふうなところもありますので、何年までにというふうなところはちょっと調査をしてでないと、ここではちょっと回答することができないかというふうに思います。

6番 最後の質問ではありませんけれども、やはり1号棟をあのままにして使えない部屋がある中で、ましてや火災等が発生している状況で、外部には見えないようにしているというふうなことにあっても、やはりあのままにしておくというのは我々町民から見てもちょっと恥ずかしいのかなというふうに思いますので、なるべく早く、やっぱり今町長が答弁したとおりに移っていただいて解体というような方向に進めていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

受理番号5番、伊藤欽一議員の一般質問は、伊藤欽一議員欠席のため、舟形町議会会議規則第60条第4項により無効となります。

よって、次に、受理番号6番、2番叶内昌樹議員の発言を許可します。

2番 それでは、さきの通告書に従いまして、私から1つ一般質問させていただきます。

私からは、「既存建物の用途変換するなどの再活用の考えは」ということであります。

全国的に地方においては少子高齢化が加速する中で、空き家の件数も同様に増えているようです。空き家対策については様々な取組を町では行っていることと思いますが、雪国においては早急な対応策が必要と考えるところです。

高齢者の独り暮らしも増加することもある中で、住みなれた家に住み続けたい思いは当然ながらあるとは思いますが、除雪作業の少ない環境で独り暮らしできるようにすることが今後必要ではないでしょうか。

また、最近では長沢第一から内山に向かう通りも数年で空き家が増えて、狭い道での雪対策

が懸念されています。

本町においては、町営住宅の老朽化による今後の住宅をどのような考えなのか、方針があれば伺います。

また、長沢地区と富長地区には、旧小学校が既存施設として有効活用されていますが、校舎全体の活用には至っていない状況です。文部科学省の調査でも、廃校施設のおよそ8割が何らかの形で活用されているようです。旧富長小学校の今後の活用について考えがあるのか町長に伺います。また、長沢校舎においては1階スペースと2階の一部スペースにおいては有効活用されていますが、全体の活用には至っていない状況です。そこで、大規模改修や建築基準法での用途変更が必要かと思いますが、地方移住や二拠点生活を検討している人を呼び込む居住促進も視野に入れ、希望する方が独り暮らしできる移住用への転用はできないのか、町長に伺います。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「既存建物の用途転換するなどの再活用の考えは」についてのご質問にお答えします。

初めに、町営住宅の老朽化による今後の方針については、6番奥山謙三議員のご質問にもお答えしましたが、公営住宅の趣旨は低額所得者の住宅不足を緩和するための住宅供給であり、人口や世帯数の減少、空き家の増加という現状を踏まえると、町営住宅については、今後整備や大規模改修を積極的に進める状況ではなくなっていると感じております。そのようなことから、舟形団地につきましては新たな住宅整備は行わず、基本的には新規入居募集は停止し、各棟の空き状況等を勘案しながら、住環境のよい棟へ移り住んでいただき、全室への入居がなくなった棟から用途を廃止して解体する方向で考えております。

次に、富長交流センター（旧富長小学校）及び長沢交流センター（旧長沢中学校）に移住や二地域居住を呼び込むための用途変更についてですが、富長交流センターも長沢交流センターも、建築基準法上では「学校」に分類されております。当該施設を改修した移住や二地域居住となると、アパート形式の「集合住宅」やホテル形式の「宿泊施設」の2つのパターンが考えられますが、いずれにしても建築基準法上の用途変更が必要となり、非常用照明や排煙設備などの大規模な改修が必要となります。また、消防法や旅館業法などの適用を受けるための改修も必要になります。

現在、富長交流センターについては、富長地区が港区旧飯倉小学校との児童交流が最後まであった経過も踏まえ、当町と港区の交流施設としての活用についてご意見等をいただきたいと港区麻布地区総合支所にご提案を申しております。

港区との交流は、令和5年度に交流50周年を迎え、現在は港区における交流物産展や東麻布かかしまつりへの出展のほか、舟形中学校の修学旅行では、生徒らが町の物産販売やPR活動を麻布地区総合支所で行い、毎年夏には港区麻布地区から「麻布地区サマースクールin

舟形」と題して、40名から50名の親子が当町に自然体験に訪れ好評を得るなど、交流はより強いものとなっております。

麻布地区総合支所からは、今後の舟形町とのさらなる交流の在り方について区民からご意見をいただく機会があることをお聞きしておりますので、富長交流センターの活用については、港区の今後の動向も踏まえながら必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

長沢交流センターについては、1階から3階までをリングロー株式会社に無償貸与しており、その活用についてはリングロー株式会社に委ねております。町、リングロー株式会社、事業者との協議を経て、令和5年4月から縫製会社が2階に入居し、現在操業されておりますが、施設の活用についてはこれまでと同様の対応を考えております。

そのようなことから、現時点においては富長交流センター及び長沢交流センターについては、施設を用途変更して移住や二地域居住用に対応した改修を行うことは考えておりません。

2番 ありがとうございます。

結果的に改修等は考えていないという答弁であります。なので二、三点、再質問させていただきます。

6番議員の質問の答弁にもありますけれども、公営住宅のほうは今後検討していくということでもあります。今現在ですけれども、令和5年度ぐらいに空き家の件数的なものが表示されています。総合的というか、全体的の件数が400件ぐらいで、あとは空き家バンクが23件ぐらいということになってはいますが、今現在の統計というか全体の数と、空き家バンクに登録されている件数が分かればよろしく申し上げます。

町長 数制的なことについては、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

地域整備課長 令和7年度の空き家の調査を行っております。合計で軽微な老朽化からかなり深刻な老朽化までで、空き家数が134戸です。その中で、かなり危険な状態にあるというのが27戸というふうに調査しているところです。

空き家バンクにつきましては、8月末頃のデータで申し訳ないんですけれども、バンク利用の件数が8棟となっております。

以上です。

2番 8月までのということでもありますけれども、その後増えているのかなと思いますけれども、空き家になる前というか、事前の独り暮らしされている方とか空き家バンクの周知方法というか、どうしていくのかとか、あとは、そういうことでは町としましてはご家族との話なのか、それとも個人的に個人がそういうマッチングとかそういう話をしてくるのか、町からちょっと声かけするのか、その辺は個人なのか町からちょっと声かけするのかお聞きします。

町長 個人からの申請というふうなことになるというふうになります。

2番 なかなか1人世帯の方も増えてこられると思いますけれども、町の登録、個人で登録とな

りますけれども、その案内等につきましてはマッチング等もありますけれども、やはり住んでいるところをいずれはちょっとお貸したいとか、あとはまずご家族とか、まず離れたご家族がいる方がいいんですけれども、それがいない方が空き家になった場合というのは、もう変に言えば放置的な感じになると思いますけれども、その点については今のような考えで受入れ体制のない空き家になった場合は、どのような対応しているのかお聞きします。

議長 質問者に申し上げますが、一般質問のタイトルと、ちょっとその空き家がずれているというか逸脱しているようなのでタイトルに戻っていただきたいんですけれども。既存建物の用途云々のタイトルですので、空き家とはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。よろしいですか。

2番 用途というか、質問の内容でちょっと空き家のことに触れていましたのでちょっとそこを聞きたかったんです。ずれているというところであれば趣旨を変えたいと思います。

まず、舟形町全体としまして、まず空き家等も増えているとは思いますが、私質問等にしました富長交流センターとか長沢交流センターの施設利用に関してですけれども、ここで今回、富長交流センターにつきましては、麻布地区、港区との意見等もあるということで、きちんとした回答にはなっていないんですけれども、これは港区側からとの要望ということなのか、例えば町でもこういうふうな施設利用をしていただけないかというような話合いをしてのこのような結果になっているかお聞きします。

町長 議長から怒られるかもしれませんが、空き家に関しては非常にいい例だったのが、富田地区の方で、もう住まわれている段階で引っ越すということが分かっていて、それで早めに空き家バンクに登録したおかげで最上町からの入居者が決まったという、空き家にならずに済んだという例がありますので、空き家になる前にぜひお声をかけていただけるといろいろいいことがあるのかなというふうに思います。

それで、今ご質問の話ですが、2年前に現在の清家 愛さんという方が区長の選挙戦でなられまして、この方も富長にご自身も児童交流で来られて、さらに自分のお子さん方も児童交流で来られてというところで、舟形町には非常に思い入れのある方なんですけど、本当はですね、その前の武井区長さんと非常にいい関係が築けておりまして、何とか交流センターの利用方法についてこういう感じでというふうな町の提案についても了解が得られるところまで行ったんですが、区長さんの選挙で交代になったものですから、やはり1年、2年の中でいくと、なかなかその自分の色を出すのも非常に厳しいだろうというところもございまして、我々としてもできるだけ早めにとは思っているんですが、少し相手の都合もあるので、しっかりとこちらのほうの要望と向こうのタイミングを見図りながらやっていければというふうに思っています。何せ港区のほうは毎年剰余金が100億円もというふうなところの非常に財政的に豊かなところがございますので、何とか港区さんのほうでの協力しながらやっていけれ

ばというふうに思っているところです。

また、武井さんとの関係で築いてきたところの部分と、また、今の清家区長さんとの関係で、これから富長の交流センターの活用についてはまた違って来るかもしれませんので、そこは少しじっくりと見ていって、富長の交流センターをうまく活用できればなというふうに思っているところでございます。

2番 港区のほうの判断も必要だということですが、ちなみに町としてのまず要望というか、こういうふうにしてほしいというのがどういうふうな形で計上されているのかお聞かせください。

町長 その点には、いろいろ麻布総合支所と交渉しておりますまちづくり課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 港区麻布総合支所のほうには、舟形町からは、町長の答弁にもありましたが交流施設として活用を舟形町としては希望してはありますが、どういった交流施設の内容がいいかをアイデア等をいただけないでしょうかとちょっとご相談をかけているところです。

2番 旧富長小学校の中の造りというのが、何かちょっと特別な、扉のないような空間でありますので、用途的にはそういう交流とか、何か研修先とか企業の研修先で生徒さんを集めるとか、そういうふうな都会とのもし交流があればいいのかなと思いますけれども、やはり旧長沢小学校と旧富長小学校の造りを見ると、明らかにちょっと学校的な施設的には富長小学校はちょっと違うのかなと思って、用途的にはいろんな範囲で検討できるような施設かと思えますけれども、町と港区とのマッチング的な対応の中で、もしそういう交流施設としての事業転換ができればいいのかなと考えておりますけれども、今後そういうふうな形で進めていってもらえればいいと思います。

それでは、旧長沢小学校のほうですけれども、現在はリングローさんにまず3階までのスペースを貸して、あとは体育館については避難場所という形になっております。

これは答弁書ではリングローさんの考え方次第ということはあると思いますが、私この学校施設とあと空き家対策と、まず独り暮らし等の今回質問した経緯には、大石田町にあるレインボーヒルズという施設があります。そこではやっぱり独り暮らし、それは健康な高齢者、あとは障害者、あとは一般の方が全部トータル的に入るようなスペースで造られているようです。これは平成28年度に建設されたようではありますが、その点、多分ご存じだと思いますけれども、そのような一つの町にある施設としては一応舟形町にもそういうこともあっていいのかなと思いつつ、今回全体を通して質問したんですけれども、ご存じであればそのレインボーヒルズに対して町の意見がもしありましたらお聞かせください。

町長 申し訳ございません。レインボーヒルズというのがどういう建物なのかちょっと存じ上げないので、申し訳ございません。ちょっと教えていただきたいと思います。

2番 レインボーヒルズというのは、まず平成28年度に東北アメニティハウジングという会社のほうで建設されたんですけれども、ここは施設的には5階建てになっていまして、地域優良賃貸住居認定を受けた高齢者向けの賃貸住宅と、あとは地域優良住宅の指定を受けている施設、あとは5階は一般賃貸住宅となっていて、まず一般の方から高齢者、独り暮らしの高齢者の方が誰でも入れる施設になっていまして、一応マンション的な扱いにはなっていますけれども、これは町のほうでも補助事業として、まず4万円ほどの補助金も出しながら、結構8万円とか9万円する部屋なので補助金を出しながら、24部屋あるのかな、全体で。まずそのような建物で、まず雪の心配も要らない、まず一つの屋根にもう見守り施設みたいな感じになっているような建物なんですけれども、そういう今回の住宅とか、あとは小学校とかの造りを考えると大規模改修にはなると思いますけれども、1軒建てるよりも旧長沢小学校のようなところの一部をそういうふうにご利用できないかなというちょっと考えがありまして、今回全体の一般質問なっています。よろしくお願いします。

町長 ああの建物がレインボーヒルズだというふうなこと、ちょっとすみません、認識がなくてですね、前回でしたか、1番議員さんのほうから質問あったサービスつき高齢者住宅のことであります。私も町長就任して1年か2年目のほうで中を見せていただいている状況であります。その当時の副町長さんのほうからいろいろ説明を聞きながらというところがあるんですが、サービスつき高齢者住宅で行こうとしたんですが、やはり基本的には高いというところで入らないというところがあって、それではということで一般の方も入居できるようにしたというのが真実だというふうなところで、当時の大石田の副町長さんからはお聞きをしたところでもあります。

やはり民間が母体となって、要は高齢者のサービスという1回見回りとかそういったところのサービスがつかないとあれにならないものですから、そういったところも踏まえてやっているというふうなことでもあります。

前に伊藤議員の質問にもお答えしたんですが、やはりそれを母体として運営していただけないとですね、これはかなり難しいというふうなところでもあります。実際にちょっと舟和会さんのほうにもその当時見てきてお話をさせていただいた経緯はあるんですが、やはりかなり難しいというふうなところで断念をした経緯がございます。

したがいまして、なかなか民間のほうでやっていただけたというところがあればというところで、そのときも来ていただいた、その当時は今言われた会社の名前の方ではなかったような気がするんですが、その方にうちの町でも建てるところいっぱいあるからお願いをしたいというふうなところをお願いしてきたところではあるんですが、その当時の副町長が大石田でまだいっぱい建てるところがあるから、この次舟形だなどというふうなことで、ちょっと舟形には来なかったというところはあるんですが、なかなか先ほど申し上げましたとおり、

民間の運営主体、母体となるところがないと、そういった建物についてはかなり厳しい状況であるようです。

2番 まるっきり新築となると、もう相当なお金がかかると思いますので、今リングローさんの契約している上ですけれども、私としては、理想としては既存建物として、小学校的な考え方すると、そういうワンルーム的なものがいっぱいできるのかなとちょっと旧長沢小学校のほうに対しては思ったものであります。富長小学校は先ほど言ったように、利用的なものはちょっと違うのかなと思ひまして、今回の質問は、そういう多額な新築を民間で建てるよりも、既存のものにちょっと内装工事等を含めると、そういうふうなものができるのかなとちょっと思ったもので今回質問させていただきました。

今後ですけれども、やはり町の高齢化率も上がり独り暮らしの世帯も増えて、結局はもう間口の雪、除雪ができなくなると、やはり他地域に移ってしまうのかなということがあります。やはり全体的に職員の方でも新庄から通われている方もいらっしゃるし、やはり全体的に一人暮らしの方が住めるような環境があればいいのかなと思ひましたけれども、それについて町営住宅も今後考えていないということでもありますけれども、そういった全体的なものに対しての考えがあるかないか、お聞かせください。

町長 やはり舟形町という特別豪雪地帯の町では、雪というのが定住を考えるときに一番必要な課題であります。そういったことも踏まえて、なかなかお年寄りの方々とかPRしづらいところもあるんですが、屋根融雪であったり道路から玄関までのアプローチ除雪に対する融雪に対する設備に対して補助金をつくっております。したがって、なかなか体が元気なうちはそういったもの要らないということではつけていないんです。また、若い世代が新築する場合でも屋根融雪とかアプローチ融雪というふうなものにも補助金あるんですよというふうなことで言ってもですね、太陽光発電とかそちらのほうは興味あるんですが、年取ってからのことについては、今現在元気なものですから、あまり考えていただけていないという状況がございます。やはり年取ってからの程度快適に暮らすためには、屋根融雪であったりアプローチ融雪というふうなところをしっかりとやっぱりしていかないと、最低限玄関までと屋根の雪の融雪というのが何とかなれば暮らしていけるのかなというふうな思いもございしますので、まずちょっと今のところ設備のほうについても、かなり金額的にまだ足りない部分があるのかなというふうに思いますので、もう少し力を入れてですね、そこを重点的に今後何年間でそういった融雪装置とかを整備できるように、補助金の率とか補助金の額を上げながらやっていければなというふうに思っているところです。

また、高層の住宅については建設をしないという方針ではありますが、やはり町の住宅の政策的に考えると、一番古いのが川向の第4のところが一番古いんですが、そのあと長沢のお寺さんの向かいあたり、それから今第3の一戸建てというふうなところで宅地造成をしてき

た経緯はあるんですが、その方々を調べてみますとほとんど高齢者の二人暮らしになってきています。やはり宅地、人口減少の問題とかを考えていくと、住宅団地というふうなものを宅地造成をある程度進めていかないと、先ほど言ったとおり昔は若い世代が入ってにぎやかだったものがどんどん高齢化して二人世帯になってしまうというふうなところもありますので、ある程度宅地造成についても町として取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

高層の住宅というふうなものについては、なかなか取組というふうなことは厳しいかというふうに思いますが、新たな住人とか移住定住というふうなところを考えますと、宅地造成にかじを切る必要はあるかなというふうに思っているところであります。

2番 先日の議会報告会での会話の中で、やはりその地区の世帯数がもう数件しかない。その中でやはり除雪、公民館、消防小屋の除雪がもう1件で3つ扱ったりとか、あとは順番が2日に1回回ってくるとか、やっぱり雪だけの問題があるらしいです。それ以外は多分住み慣れてすごくいい地域なんだろうと思いますけれども、やはり先ほど町長も言いましたけれども、やっぱり舟形町は豪雪地帯ということで、やっぱり冬に悩むような要件が増えてくるのかなと思いますので、今後の宅地造成とかそういうふうにはやっぱり雪の心配の要らない、極力少ないような考え方で、まず住みよく暮らせるような地域づくりをしていただきたいなと思っております。

私のほうは以上ですけれども、その点についての答弁あればよろしく申し上げます。

町長 やはり先ほども申し上げましたが、特別豪雪地帯である舟形町に定住していただくためには、雪対策というふうなものをしっかりやっていかなければいけないというふうに思っていますので、職員と一緒に考えながら、町民が住んでもらえるため、特にお年寄りになっても住んでもらえるための手だてというふうなものをしっかりとつくっていきたいというふうに思っていますので、議員の皆様方からもいろいろアドバイスをいただければ町としても一緒に取り組んでいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

2番 以上を申し上げまして私の一般質問を終わりますけれども、やっぱり未来の自分の高齢的なことを考えながら、自分がこの先年を取った場合にどういうところに住みたいかということをやったり考えながらやっぱり政策をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は休会といたします。

明後日、午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時56分 散会

令和7年12月5日（金曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和7年第4回舟形町議会定例会第2日目

令和7年12月5日（金）

出席議員（9名）

1番 伊藤 廣 好	7番 佐藤 広 幸
2番 叶内 昌 樹	8番 八 湊 太
3番 荒澤 広 光	9番 石山 和 春
5番 小国 浩 文	10番 斎藤 好 彦
6番 奥山 謙 三	

欠席議員（1名）

4番 伊藤 欽 一

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長 伊藤 秀 樹
副 町 長 伊藤 幸 一	地域強靱化対策室長 伊藤 英 一
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 デジタルファースト推進室長	鍛冶 紀 邦 会計管理者 相馬 広 志
まちづくり課長	佐藤 仁 農業委員会会長 叶内 栄 一
ふるさと応援推進室長	曾根田 健 総務課財政係長 仲野 健 太
住民税務課長	野 尻 誠 教 育 長 浅井 純
健康福祉課長	豊岡 将 志 教 育 課 長 森 英 利
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼澤 一 征 代表監査委員 齊藤 徹
新規就農・女性活躍支援室長	斎藤 雅 博 監査委員事務局長 大場 健 一
	岡崎 千恵子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場 健 一 事務補助員 大場 正 江

議事日程

日程第 1 報告第 7号 令和6年災16-118中袋（2）地区水路復旧工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

- 日程第 2 議案第 48 号 令和 7 年度舟形町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 議案第 49 号 令和 7 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 50 号 令和 7 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 51 号 令和 7 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 52 号 令和 7 年度舟形町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 53 号 令和 7 年度舟形町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 54 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 55 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 56 号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 57 号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 58 号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について
- 日程第 13 議案第 59 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 14 委員会付託の審査報告
陳情第 5 号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第 15 閉会中の所管事務調査報告
総務文教常任委員会
- 日程第 16 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第7号 令和6年災16-118中袋（2）地区水路復旧工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

議長 日程第1 報告第7号 令和6年災16-118中袋（2）地区水路復旧工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第2 議案第48号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について

議長 日程第2 議案第48号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。

1番 それでは、歳出のほうですけれども、28ページから29ページ、第6款農林水産業費第2項 林業費1目の鳥獣対策事業についてです。

熊の対策につきましては町民の安全安心のため、町の農業振興課をはじめ猟友会の皆さん、関係者の皆様のご労苦に対して感謝申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点目ですけれども、事業費今回40万7,000円追加補正になっていますけれども、この使途、内容説明をお願いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては幾つかの事業入っております、40万7,000円全体ということでよろしかったでしょうか。

まず一つは、消耗品と緊急銃猟時の補償費用保険料という部分についてですが、指定管理鳥獣、特に熊でございますが、そちらの対策の補助事業でございます。消耗品のほうはヘルメットや防御する盾と、あとは緊急銃猟時の腕章をつけるルールになっておりまして、あとは熊撃退スプレーを購入するものでございます。それで、保険料につきましては、緊急銃猟を実施した際の保険の民間の保険に加入するというので、こちらが保険料になってございます。

続いて、上から契約事務手数料、こちら5,000円とありますが、こちらはわなに設置する検知したときにメールが猟友会の方に飛ぶというふうな装置があるんですが、こちらの1回線分の契約料でございます。一番下の野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金というのが、町内会等で行うやぶの刈り払いを行う部分と、あとは不要果樹、栗の木でしたけれども、こちら1本を伐採するものの補助になります。

以上でございます。

1番 ありがとうございます。

消耗品関係についてはヘルメットとか盾、あと撃退スプレーですか、緊急銃猟の対応ということで隊士関係の予算ということが分かりました。

あと、果樹の伐採、栗ですか。経費の追加補正ということなんですが、これだけまだ熊の出没、異常事態といいますか、そういう中で河川等についてはある程度、県の河川の関係については県のほうの予算でやぶ払いですか、そういうものをしているということだと思っておりますが、そういうのは全て河川関係については県のほうで対応になるのかなというふうに思いますけれども、さらに猟友会の支援の充実、今回も補助金というのが入っていますけれども、その辺とか、箱わなについてもある程度確保していると思うんですが、そういう面。あと、職員も大変だと思うんですが、そういう時間外手当とかそういうものを考えると、補正予算としてはもう少しあってもいいのかなとちょっと感じたもので、それで少なくないのか、十分なのかということをおっしゃるところであります。

あと、住宅地での緊急銃猟についてもそれらの保険とかいろんな対応を考えているようですが、舟形町ではまだ実施していないということで、ちなみに県内では、報道によりますと12件、14頭ですか。この中に最上管内では鮭川村でも1回実施したという報道あるんですが、町では追い払い花火を主体としたものを行っておりますけれども、その辺については警察等々の連携も図っているとは思いますが、専門家のテレビ等のあれですと、やっぱり追い払ってもまた熊は戻ってくるということで、ある程度駆除しないと個体数は減らないとか、そう言っておりますので、現在も本来であれば熊の冬眠ということになるんで

すが、活発に活動しているという状況ありますし、ある舟形地区の方からの町に対する要望という面でも、雪が降って外出関係ですけれども、雪払いもしなければならない、あと、ゴミステーションの除雪の当番とかいろんな外出の機会もあると。そういう中でやっぱり熊の出没が大変多いものですから、大変不安な生活を送っているというようなことがありました。それで、防災無線では目撃情報、あとその後熊の移動とかという放送はされているんですけども、やっぱり駆除されたとかそういう情報はまずないということで不安だというような声がありました。そういう面から、不安の解消に今の状況ではなっていないということで、やっぱりもっと対策を町のほうにしてほしいというようなことが言われております。

ちなみに昨日ですか、長野県のある温泉では、雪かき中に熊に襲われてけがをしたということもありましたけれども、顔と腕ですか。幸い舟形町ではそういう事例はまだ発生しておりませんが、今後そういうこともいろいろ想定されるということで、町に対しては十分な対応をお願いしたいなというふうに思うんですが、舟形町では現在のところ、質問ですけれども、熊の目撃情報は何件ぐらいあるのか。あと、駆除した件数ですね。あと、果樹の伐採の実績などをお知らせいただければと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問のまず初めに、目撃件数でございますが、町のほうに通報を受けたものは、熊は76件でございます。駆除した頭数は16頭になっております。あとは、その不要果樹の伐採についてですが、こちらのほうの補助事業を活用していただいた部分というのが、柿が1本と栗が1本でございます。個人で伐採しているというものについては、うちのほう知り得ないものですから、ちょっと把握はしていないところでございます。

1番 ありがとうございます。

予算については、来年度の当初予算でも対応ということも当然出てくると思うんですけれども、新聞報道では大蔵村でも一般質問等で熊対策の質疑があつて、その中で大蔵村では小動物の捕獲できる箱わなを来年度から貸出しをするというような、そのような報道がありました。その辺も舟形町でも今後検討してほしいなということがあります。

あと、町でも猟友会の会員の減少とかそういうハンター不足というような現状だと思うんですが、今後、国の方針等にもありますけれども、狩猟免許を持ったガバメントハンターの採用とか、あるいは農業振興課担当課ですけれども、大変忙しいというふうに思うんですが、その辺の体制についても、来年度少し充実した体制をひとつ検討してほしいというふうに思うんですが。そして、町民の安全を守ってほしいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

農業振興課長 ガバメントハンターに関してでございますが、狩猟ができるというか、その銃猟ができるとか、そういった資格とか能力がある方を職員として雇用するというふうな形が一般的だとは思いますが、舟形町においては猟友会の方以外は狩猟ができる方というのはなか

なかいらっしゃらない状況でございまして、猟友会の方を雇うというふうな形になってしま
うと、猟友会の活動がちょっと停滞してしまうということもありまして、その人材が豊富な
市町村では可能だとは思いますが、本町ではなかなか難しいのかなというふうに考えてい
るところでございます。

小動物向けの箱わなについてでございますが、そちらについては、例えば自分の敷地内とか
いろいろ条件が異なっておりまして、必ずどこでもしていいというわけではないようです。
資格の関係とかもいろいろあるものですから、一概にそれが当町でやるのが適切かという
と、簡単には判断ちょっとできないのかなと思います。

小動物関係の捕獲に関しても猟友会のほうで活動していただいておりますので、当面はその
活動をしていながら、大蔵村さんの事例についても検討して調べていきたいと考えており
ます。

7番 それでは、同じページ、同じ項目の林業振興費の、私は1番の森林経営管理事業の町民で
支える森づくり基金積立金300万円ということで、今現在の積立金基金の額をまず質問いたし
ます。

財政係長 森林環境譲与税を活用した基金につきましては、6年度末現在高で446万3,000円ほど
ございます。今回、7年度の当初の際、取崩しの予算を79万4,000円ほど計上しております。
また、今回積立て300万円というふうなことで、合わせまして7年度末の見込みとしては666
万9,000円ほどというふうになる見込みです。

以上です。

7番 そうしますと、まず私の一般質問で質問したところとかぶりますけれども、今年の当初予
算で今回の森林経営管理事業では、森林の管理意向調査の業務委託料とか森林整備推進事業
補助金とかというのを出すところが大きいしメイン、あとは台帳をつくるところとかの
ところが支出がメインになっているんですけども、これは順調にここの中はこの予算の中で十
分できているということで今回このような積立てになっているのか。まず予算の執行状況の
中で、要するに私は一番下の森林整備推進事業補助金というところをもっと増やせばこうい
った積立金がまずどんどん積み上がっていくというようなことはないんじゃないかというふ
うな考えもありますので、そこら辺のところも含めて今年のこの森林経営管理事業がどのよ
うに進んでいるのかちょっと再質問します。

農業振興課長 ただいまのご質問にありました森林経営管理事業の進捗状況でございますが、こ
ちらの予算上で意向調査と林地台帳の精緻化業務というふうな大きなところが2つあるんで
すが、まず精緻化業務を行って所有者等を正確なところを把握した上で、その対象者に意向
の確認をするというふうな両方の事業、業務委託はそういうふうな形になるんですが、ちょ
っと精緻化業務が非常にちょっと遅れていまして時間が結構かかって、その意向調査につい

ては来年度になる見込みになっております。しかしながら、今年度の後半に実施する予定だったものが来年度の前半から発注して、直ちに取りかかる予定でございます。

また、森林整備の推進事業に関してですが、先日、一般質問の際もお答えしましたが、下刈りの補助でございます。前年度の造林の実績に対して、前年度だけではないんですが、10年間下刈りの補助をしまして、下刈りの国庫補助を頂いた残りの自己負担分をゼロに近づけましょうというふうな事業となっております。

町長 今回、補正で基金に300万円積んでいるのは、歳入の13ページのほうをご覧いただきたいんですが、寄附金の一般寄附金360万1,000円のうちの300万円が、お名前は伏せてくださいということなので申し上げますが、この方が舟形町で今学校林のほうにもみじの森構想で紅葉の木を植樹しております。議長からも参加いただいているんですが、それが金額的にちょっと少なく、毎年10本ずつぐらいしか植えられないというところがございまして、昨年10本、今年も10本植えたんですが、面積的にはかなりまだあるものですから、そういったことでその方が「もみじの森構想をするのであれば、それにお使いください」というふうなところで寄附を頂いたものであります。名前的には今議員さんが質問された基金に積んでいるんですが、同じ森林整備というふうなところで同じなので、そこで一緒にして会計的には別にしてというふうなところにいるものですから、一般質問にあったそういった今農業振興課長が説明をしたというふうなところとはちょっと違う意味合いの基金の積み方でありますので、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

7番 よく理解できました。

大変ありがたい、本当にお金だと思いますので、また、森林整備といって下刈りとか伐採とかのほうばかり言っていますけれども、今町長が言われたようなやっぱり植樹と植林はセットだと思うんですよ。ですので、やっぱりこういった基金を有効的に使って、来年度からは積み増すばかりじゃなくて、やっぱり支出のほうをきちんと使って、そしてこの森林整備を進めていってもらえるようにしてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

2番 ページ数は12ページであります。

11款の15の2の1総務費国庫補助金76万円ですけれども、これは個人カード番号交付事業ですけれども、12月で紙媒体のマイナンバーカードが廃止になりまして、3月まで有効ということですが、これは現在、今舟形町のマイナカード加入率というのはどの程度になっていきますでしょうか。

住民税務課長 ご質問にあった件は、マイナンバーカードでよろしいでしょうか。マイナンバー保険証でなくてよろしいでしょうか。

マイナンバーカードにつきましては8割超というふうに認識してございまして、それからさらには増えているとは思いますが、正確な調査はなかなかできないところがあります。

以上です。

2番 全国的にあまり普及率がないという報道だったんですけれども、舟形町はまず8割程度ということで、来年3月まで全員が持てればいいのかと思います。

分かりました。

議長 ほかにございませんか。

3番 ちょっと今のマイナンバーカードのことで改めて質問いたします。

今、課長から8割程度マイナンバーカードを持っている方がいるというふうな説明あったんですけれども、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけになった割合、持っている割合ですけれども、それはどのぐらいあるのかお聞きいたします。

住民税務課長 ただいまご質問にありましたマイナンバーカードと健康保険のひもづけでございますけれども、各保険者となると思いますので、ちょっと町のほうで把握しているデータは私のほうではございません。

3番 では、それ以外の方は、従来までの紙の健康保険証は12月の頭で終わりになったわけですが、その方々に関しましては資格確認書ですか、それを町で準備して発行したというふうな認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃるとおりで、資格確認書の交付をしております。

議長 ほかにございませんか。

1番 歳出の18から19ページ、第2款総務費第1項総務管理費7目企画開発費の男女共同参画社会推進委員報償の4万2,000円についてですけれども、追加のようですけれども、どういう方が構成メンバーとしてなっているのかお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 こちらの男女共同の推進委員の構成についてお答えします。

今年度は7名の委員からなっております。構成の内容は、まず男女比からですが、男性が4人、女性3人で計7名です。委員につきましては、新庄青年会議所の理事長とか、あと舟形町民生児童委員協議会の方とか、あとは舟形町PTA連絡協議会の母親委員長さんとか、あと長沢集学校から、あとは女性消防団から、あとはまちづくり審議会から、あとは舟形町町内会長連絡協議会から1名ずつ入っていただいております。

1番 分かりました。

メンバーについては大体理解できましたけれども、今年度の主なテーマというか、議論している内容はどういうあれをこの中で議論しているのでしょうか。

まちづくり課長 まず、この補正の内容については、現在男女共同参画推進委員会では、今年度舟形町の男女共同推進計画を策定するという事で進んでおります。それで2回取ってはあったんですが、先日舟形町の大人塾において男女共同推進員の講演会を開催いたしました。共催で行っております。それで1回活動が増えたものですから、そのための補正というふうな内容になっております。

検討してきている内容といたしましては、まずは今申しあげました男女共同推進計画の策定、これに検討をまずしております。もう一つは男女共同推進に関する啓発活動、そういったことも行っております。もう一つが、毎年度になるんですが、前年度における男女共同推進計画の検証を担当課から検証いただいて、それを基に推進委員会議でも検証しているといった内容になっております。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

2番 すみません。また12ページの15の2の1の先ほどの個人番号ですけれども、ちょっと一つだけ聞きたいことありまして、運転免許証とマイナンバーカードが一緒になるやつですけれども、マイナンバーカードも更新時期があつて、運転免許も更新時期があるわけですよね。どのタイミングで個人的に合体するのか、分かればちょっとその点教えてください。

住民税務課長 ご質問のマイナンバーカードと連携したというか免許証。私も先日、免許証の更新がありまして、マイナンバーカードに登録しました。更新についてはそれぞれになります。カードはカードの更新がございまして、免許証は免許証の更新、そのタイミングで更新することになります。なので、データとしてはカードの中に免許証のデータ、私でいうとあと5年後までのデータが入ってございます。カードの更新ももちろん来ますので、そのときにカードを更新しますけれども、免許証の更新が来ない限り免許証のデータは入っているということでご認識いただいて結構かと思います。

2番 となると、やっぱり更新時期が来ないと合体できないというか、個人的に一緒にしてくれということではできないということでしょうか。

住民税務課長 マイナンバーカードに免許証というのは、やっぱり免許証の更新の時期で、私の場合は免許センターに来てくださいということだったので、いろんな書類を持って免許センターで手続したところです。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

6番 ページが18、19ページ、2-1-20ふるさとづくり応援事業であります。

今回、3億円の補正取って9億円というふうなことですけれども、19ページのほうに説明としてふるさとづくり応援事業総額3億円のうち、ふるさと便購入費9,000万円、あと取扱手数料が7,260万円、そして積立金として1億3,740万円というふうなことがありますけれども、私

の理解が間違っておったら訂正をお願いしたいんですけども、3億円のうち3割の9,000万円は返礼品として購入する経費に充てる。あと、その下の7,260万円はそれらに要するこの手数料もろもろの金額というふうなことでいいのか、まずここからお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問ですけども、今議員がおっしゃるとおりふるさと便購入費というものにつきましては、返礼品代というようなところで、今回3億円の補正ですので、その30%の予算を計上させていただきました。それから、取扱手数料ということで、各種ポータルサイトのほうへの手数料であったり、あとクレジットカード決済の手数料であったり、あとは返礼品の運賃であったりと、そういった手数料ということで間違いございません。

6番 ありがとうございます。

というのは、ちょっと気になるのが全国でふるさと便購入代とか、あともろもろの手数料、これは国では50%を超えてはならないというふうな通達があったわけです。これが52%を超えてふるさと納税の受入れ停止といった行政、市町村もあるわけです。そういった中で、今回この内容を見ますと、積立金のほうに1億3,700万円しかできないということは、経費で50%を超えているというふうになるかというふうに思います。そういったところで、せっかく多くの寄附を頂いている中で、この50%を超えることによる受入れ停止、こういうふうなことに該当してこないのか、ちょっと心配したものですからお聞きしたところでした。これについてもう1回お答えをお願いします。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問ですけども、議員おっしゃったとおり、まず返礼品代につきましては30%以下に下さい、それから送料であったり、先ほど言ったポータルサイトの手数料であったり、そういったものを含めて5割以内に下さいというふうなルールでございます。

今回、ふるさと便購入費ということで3割上げさせていただいているのは、その3割に対応するべく予算計上をさせていただいておりますが、返礼品の種類によりまして送料とかが変わってくるんです。例えばお米とか重いものですと送料が高くなったりするものですから、このふるさと便購入費30%を一応取っておりますが、実際には例えば28%に抑えたりというふうなことで、その分送料に回すとかですね、あとは舟形町でいうとカモ肉とか、そういったものだと冷蔵品ということで、また、そのクール便の料金なんかもあるものですから、そういったところを調整して5割以内に収めているというような状況でございます。

6番 そのようにお願いしたいというふうに思いますが、ちなみにですけども、ちょっと米返礼の場合、3万円した場合、返礼金額が9,000円ですので、そうした場合にはえぬきを返礼してほしいというふうな場合、何キログラム返礼できるのかちょっと参考にお聞きしたいなと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問ですけれども、3万円で幾らというのはちょっと今計算しないと分からないんですが、今現在、主力のはえぬきにつきまして、2万3,000円の寄附で10キログラムをお送りいたしております。20キログラムの場合につきましては4万5,000円で20キログラムをお送りしているというような状況でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

1番 それでは、38から39ページ、第11款災害復旧費3項公共施設等災害復旧費の1目の中で、被災者住宅等支援事業補助金70万円とありますけれども、この内容をお願いします。

住民税務課長 ご質問にありました被災者住宅等災害復旧支援事業でございますけれども、こちらは昨年の7月豪雨で被災した個人所有の小屋の復旧支援に係る経費になります。

1名分ですけれども、この方につきましては被災の当初は現状の復旧という意味はなかったんですけれども、時間がたって農業なども始めた、意欲も戻ってきたということもあり、作業小屋の復旧を実施したいということでありました。町としましても、昨年度復旧を行った方々と同様の支援を実施したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

1番 70万円の財源はどういうふうになるのでしょうか。

住民税務課長 財源としましては、ふるさと納税の基金を活用させていただきたいと考えております。

1番 分かりました。

次に、同じ項目の工事請負費関係で800万円。これは体験実習館ののり面工事の追加のようですけれども、工期はいつまでになっているのか。工期の延長などはないのか、その辺についてお願いしたいと思います。

議長 すみません。質問者に申し上げますが、一問一答で1問につき3問までということで、今質問が変わっていますので、どなたか間に入ってから別の質問をお願いします。

ほかに質問ございませんか。

5番 30ページ、31ページ。町営住宅管理事業500万円、修繕料とありますけれども、この事業の内容をお聞かせください。

地域整備課長 町営住宅管理事業の修繕費500万円の内容につきましては、火災の起きた1号棟の部屋の片づけ、清掃、あとは被害を受けた共用部分の修繕、さらには隣接する部屋のサッシ、ボイラー、エアコン等の修繕、あと被災したところのガラスサッシ等の閉鎖というふうなものの予算になります。

以上です。

5番 そうしますと、この間火災があったところの修繕料ということで、それは理解しましたけれども、これ火災保険、町のほうで入って火災保険を充当しているのでしょうか。

地域整備課長 町のほうでは公営住宅について火災保険入っているんですけども、今回、部屋を住めるように修復しないということで、そうしますと保険のほう見舞金という形で入ってくるようになるんですけども、それにつきましては修繕というか、清掃をきっちりと中のほうを清掃等をした上でかかった経費で算定されるようなものになります。

当面につきましては、財源につきましては保険料は入っていないという、保険から出る補償金は入っていないということになります。

以上です。

5番 分かりました。

あと、この間全協の中でも説明いただきましたけれども、動産に関してはこの住んでいる方々がまず加入しなければできないと思うんですけども、それに対しては町としては積極的に住んでいる方に、加入に対して加入してくださいということとはできないような話を伺いましたけれども、今後もそういう考えなんでしょうか。動産だけだったらそんなに高額な保険金にはならないと思うので、その辺町としての考えをお聞かせください。

地域整備課長 舟形団地につきましては、町内会の交流会の折に防災研修を行ったようです。その中で、担当者が家財保険の加入について任意であることと、加入のご検討を周知したところであります。欠席者についても文書で案内しております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

7番 私は教育関係のもの。34ページ、10款1項2目、35ページの5舟形中学校新築移転事業32万7,000円、まずこの内容について質問いたします。

教育課長 ただいまの質問の舟形中学校の新築移転事業のこちらの補正についての説明についてなんですけれども、現在、舟形中学校の移転新築に係る検討を行っているところであります。先進地視察としての旅費のほうを計上させていただいております。視察先については、北海道安平町の早来学園のほうを計画しているところでございます。

以上です。

7番 視察研修して有意義なものにさせていただければいいかなというふうに思いますけれども、令和13年を目標にまず移転するという目標を立てている中で、どなたの一般質問だったか、検討委員会をつくるというような答弁がありました。新築移転検討委員会でしたっけか。そういう委員会員のメンバーもこの中に入っているのか、視察研修のメンバーの中に入っているのかどうかちょっと質問いたします。

教育課長 今回の補正に係る視察研修には職員のみを考えておりまして、検討委員会の委員についてはこちらの視察には入っておりません。

以上です。

7番 ぜひ委員会のメンバーも1人なり2人なり連れて行って、いずれかどこかで理解を得てもらうために、役場職員、議会にもかかってくるでしょうけれども、役場職員が進める案とか委員会員の方々とか、様々な一般の方の理解を得ながら進めていくという点では、我々のというか、町の動きをそれなりにしていただく、こちら側から発信するだけじゃなくて、一般の方々が一緒に行って、ふだん付き合う方々にこういうのを見てきたよというのを伝える機会というのをつくっていったほうが私はスムーズにいくと思うんです。こちら側の計画だけを一方的に説明するというパターンをつくるよりはということで、ぜひその委員会の方々も、ぜひそういうところに行く機会があれば、1人でも2人でもいいですから、一緒に連れていったほうがいいんじゃないかなということで、多少予算はかかっても将来のために必要ならば仕方ないかなというふうに思います。

ということで、ちょっとこれはちょっとさておきまして、安平町のどこがよくて先進地視察、どういったところを研修してくるのか、ちょっとそこを再質問いたします。

教育課長 こちらの計画についてですけれども、経緯を申し上げますと、これまでの検討委員会の中で、今の当町の現状と将来推計の中で、新しい中学校の移転と新築について、今まではですけれども、文部科学省の推奨しているこれからの学校づくりというふうなところを基本として、そして学校を中心とした文化交流施設として複合化を図るための学校づくりについて今まで検討してきたところであったんですけれども、ここにきて一步先を考えてですね、魅力ある学校づくりと魅力ある町の教育環境を目指して実現をしていきたいというふうに考えるように、最近ちょっと一步先を見据えて考えるようになりました。そこで、このような取組を実践しているのが北海道の安平町の早来学園でありまして、こちらの町の教育方針であったり、学校づくりについて視察を検討したというふうな経緯であります。

こちらの早来学園については、旧早来小学校と早来中学校を統合して、2019年4月から開校されている学校でありまして、小学校と3年間で完結する中学校の区切りをなくして9年間を一貫した教育を行っているところでございます。それから注目しているのが、地域と深く連携した教育を通じて、未来を担う資質、能力の育成を目指しているというふうな学園でございます。それから地域資源、こちらの町では農業とか競走馬関連の産業が盛んでありまして、そちらを活用した探求的な学習とか、社会貢献活動に積極的に取り組んでいるというふうな学園というふうにお聞きしております。

従来の学校の枠を超え、地域全体で子供を育むという新しい教育モデルを北海道で実践しているのがこの早来学園というふうにお聞きしております。また、施設の地域開放ということで、広く地域の方に開放していることと、あとは入退場ですね。そちらを電子機器によるスマートロックシステムを採用しているというようなことで、非常に注目している学園の一つですので、そちらをぜひ視察したいというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

9番 20ページ、21ページになります。

社会福祉総務費、23ページのほうに舟形町社会福祉協議会補助金445万6,000円というふうになっております。内容を見ますと、社会福祉協議会の職員の増加と補助金の増額とこういうふうになっておりますけれども、この内容について、もう少し内容をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長 ここにつきましては、主に人件費の分でございます。当初におきましては事務局長と正職員2名の3人分を計上しておりました。4月からそこに2名の採用を行いまして、さらに局長を10月から専任で置いたということで、その差分ということで445万6,000円を計上したところでございます。

9番 現在職員数というのは4名だというふうに思っていたんですけども、4名じゃなかったというふうなことでよろしいんですか。

健康福祉課長 事務局長1人、そのほかに4名ですので、5名が在籍しております。

9番 1名増加になったわけですか。1名増加になったということは、新規の事業か何か計画があって1名増加になったのかどうなのかお伺いしたいと思います。

健康福祉課長 増加した目的というのが、昨年まで、6年度までは私が事務局長で兼ねていまして、そのほか2名の職員で動いてました。2名の職員というのが50代以上の2名でした。今後の組織の存続を考えたときに、やはりもう少し若手を入れつつ事業を展開していくということで、当初の2名の職員での事業範囲というのが、やはりここまでしかできないという精いっぱいの中で2名増やして4人となれば、私どもの健康福祉課の今やっている事業を委託するとか、さらにフットワーク軽く、社会福祉協議会の職員ですので、地元に入り込んでより一層細やかな動きができるであろうということと、あと、最近の状況を見ますと大規模な災害がどこもかしこでも起こっている状況で、昨年におきましては最上地域でも大雨災害がありまして、災害ボランティアセンターというものが立ち上がっています。舟形町にもいつ来てもおかしくないということで、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会で運営するに当たりまして、そのぐらいの職員がいればまず対応可能かというところでございます。

さらには、保育所、学童保育、子育て支援センターの人件費等も管理しておるので、チェック体制から見てもやはり2人では厳しいだろうということで、その3点ほどが主な理由で増加したところでございます。

議長 石山議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

9番 ありがとうございます。

1名増員になったというふうなことでございますので、今後、町の福祉向上のためには、ぜひこれから頑張っていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。

2番 ページは24、25の3款民生費の3-2-3の保育所費の右側の25ページの保育所設備事業であります。主な事業として説明ありますけれども、保育所の完全給食化ということで、マイナス補正になっているんですけれども、主な補正内容のほうで令和8年度からとなっておりますけれども、これ令和8年度からというのは1月からということで理解していいのか。事業内容で違う資料、補正予算の主な事業内容ということで、令和8年度から保育完全無償化実施するための給食用物品の購入に係る経費、あとは人件費等の減とありますけれども、それが年度末なのか1月からと理解していいのか、ちょっとその点教えてください。

教育課長 ただいまの保育所での完全給食の開始時期ですけれども、本格的に来年度4月から完全給食に実施するというふうに今計画しているところでございます。

2番 4月からということで、このマイナス補正で計上されている人件費等の減というのは、どういうふうな形で減になるのでしょうか。

教育課長 まず、こちらの保育所の設置事業の補正の内容ですけれども、完全給食に係るところについては、まずは消耗品費、それから修繕料、それから保育所の備品購入費、こちらが完全給食に向けた物品関係の購入となっております。マイナスの保育業務委託料と保育業務運営管理等負担金については、こちら人員体制の異動による人件費の減というふうなところでご理解をいただきたいと思っております。なので、こちらのマイナスについては完全給食に向けたマイナスの補正ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

2番 では、4月から完全給食ということですが、これは保育所の施設内でまず作るという給食ですが、今までだとご飯等は各家庭が持ち込んで、おかずのほうを保育園で作っていたと。それがもうご飯のほうも保育園で炊くということの理解でよろしいでしょうか。

教育課長 議員おっしゃるとおりです。現在の保育所の給食については、主食のご飯については家庭から持参してきておりまして、現在は副食のおかずのみを提供しているというふうな給食スタイルです。これを4月からは主食のご飯も含めての完全給食というふうなところで計画をしております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

3番 26、27ページ、6-1-4農業振興費についてお尋ねいたします。

27ページのところで、担い手確保・経営強化支援事業補助金というふうな1,100万円ほど置かれております。これは主な事業内容を見てみますと、稲作関係、稲作農家への支援のようですけれども、その具体的な内容をお尋ねしたいと思います。

農業振興課長 こちらの事業につきましては、本来は国の補正予算で実施される事業であります。こちら6年の国の補正予算の財源の残額を利用して、国で今年度の事業として実施をされたものでございます。

こちらにつきましては、認定農業者が申請できる事業でありまして、補助率が通常の補正予算の事業だと2分の1なんです。国庫10分の3で実施されるものでございます。こちらに対して町として15%、上限40万円までのかさ上げをして、機械の導入等に補助するものでございます。機械についてはこちらのほうに書いています。コンバイン、乾燥機については一つの経営体、ドローンがまた一つの経営体ということで、2経営体を実施する事業でございます。

3番 今の課長の答弁で、2経営体ですけれども、この2つの経営体で経営体合計でいいんですけれども、作付面積分かれば教えていただければと思います。

農業振興課長 大ざっぱな数値になると思いますが、2経営体で37ヘクタール程度になると思います。(「分かりました」の声あり)

議長 ほかにございませんか。

6番 ページが24ページ、そして25ページですけれども、3-2-4 児童福祉施設費ですか。ここで890万円、900万円弱補正を取っておりますけれども、その内容等見ますと放課後児童対策事業ということなんですけれども、放課後児童の状況を私ちょっと把握していないものですから、今回これを引き上げざるを得なくなった背景と申しますか、現状と引き上げざるを得なくなった背景、原因、これについてお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまの学童保育所業務委託料の増額の説明と併せて、現在の放課後児童クラブの現状についてご説明を申し上げます。

現在、学童保育所については小学生1年生から6年生の児童が利用しているんですけれども、現在89名の申込みがございます。常時70名から80名利用されているというふうな現状でございまして、また、いろいろな性格をお持ちの児童とか、あとは配慮が必要な児童も多く利用していただいているというような、非常にありがたいというか、現状でございます。

また、開所日については月曜日から土曜日、そして平日は放課後のみであるんですけれども、休日については朝7時半から夜7時までと週6日、休日については約12時間の開所時間というふうになってございまして、今まで非常にぎりぎりのシフト体制で構成員の職員の方々は頑張っておられたというふうな状況でした。

町としてですけれども、児童が安全に放課後、それから休日に過ごせる居場所づくりを町としても提供するため、また、保護者が安心して預けられる環境を提供するなど、町の子育てしやすい環境づくりを目指す上では、学童保育所の環境整備は重要というふうに考えております。

しかしながら、現在の人員、そしてシフト体制ではやはり厳しい体制であるというふうな中で、今後に向けてより体制強化を図っていかなければならないというふうな下で、今回増額補正をさせていただいたというふうなことでありまして、この増額補正の理由について、具体的な理由については、今年度4月から学童保育所の人員体制を強化するために、保育所のほうから保育士1名を学童のほうに異動させております。

併せてですけれども、見込みでありますけれども、今年度いっぱい退職される職員が1名おりまして、来年度4月から現在の5人体制、現在5人体制なんですけれども、そちらの体制を確実に維持するためと、また、引継ぎ等も考慮すると今年度中に1名の職員を追加募集を行って、その1名分行くことで4月からまたきちんとした体制で挑めるというふうに考えておりまして、その1名分の人件費の増額ということで、今回増額補正をさせていただいているというふうな内容となります。

以上です。

6番 大変詳しい説明ありがとうございます。

それで、舟形町は子育てしやすい町というようなことで、非常に高い評価を得ているわけがあります。ぜひともこういうことについてはお金を惜しみなくとは言いませんけれども、どんどんやっぱり使っていただいて、子供たちにとって非常に住みやすい環境、そして親にとってもよい環境づくりをしていただきたいなというふうに思います。

それで、もう一つが学童保育は小学校の施設なりを使ってるわけですね。そうすると、小学校と学童保育の関わりというか、この辺はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

教育長 ご質問いただきました小学校教育と学童の関わりという点では、非常に密接な関係の必要性があると考えておりますが、これまで振り返ると、今課長の答弁にもございましたように、まだまだ十分な連携が図られているとは言えない状況を感じておりました。そこで、今年度に入ってからも、例えば学童の職員が小学校の授業を参観するとか、あと、学童で何かがあったときに、校長、教頭に随時電話連絡なり口頭での連絡を取り合うなどの確約をしております。さらに、来年度に向けて今考えておりますのは、幸い舟形町の体制として、今6番議員さんがおっしゃったように、学童も小学校も中学校も教育委員会の中で教育環境を整備するという役割を担っている体制を整えてきていただいておりますので、さらに我々が中心に、教育委員会が中心になって、学童の職員、小学校、中学校の職員が同じ方向、同じ関

わり方で子供たちを育てていける体制を取っていきたいと考えております。そういう意味でも、先ほどの答弁にあったような学童の充実というところを、今後特に力を入れていきたいと考えているところでございます。

6番 大変力強い答弁ありがとうございます。

私もちょっと気になっておったのが、ちょっと私は直接聞いたわけではありませんけれども、この小学校と学童保育がうまくいっていないというような話を聞いておったものですから、ぜひとも教育委員会が中心となって、子供たちにとっての学童保育というのが、この住みよい環境づくりをお願いしたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第3 議案第49号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 令和7年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第50号 令和7年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第5 議案第51号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方

はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 令和7年度舟形町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第52号 令和7年度舟形町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 83ページですけれども、この1,200万円の修繕費の内容をお伺いします。

地域整備課長 修繕費の内容につきましては、原水及び浄水関係1,000万円の補正しているんですけれども、これは小松水源ポンプ場、長尾ポンプ場、水源池、長尾橋のホームカバー、沖の原浄水場の塩素計、太平浄水池の水位計の修繕、あとポンプ修繕などです。

配水及び給水につきましては200万円の補正になっているんですけれども、向屋地区の共用栓漏水補修、幅配水池の水位計補修、西又ポンプ場の塩素注入機補修などです。

議長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算(第3号)について

議長 日程第7 議案第53号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 それでは91ページ。支出の営業費用の修繕費176万円ありますけれども、農業集落排水事業の修繕ではないかと思いますが、この内容をお願いします。

地域整備課長 修繕費176万円の内容なんですけれども、集落排水の長沢処理場のシーケンサでポンプや浄化槽に空気を送るブロアの制御器になりますが、その修繕となります。

1番 分かりました。

以前、課長のほうから農業集落排水事業の富田処理場ですけれども、廃止して堀内の処理場との統合というのは説明あったんですけれども、これについての今後のスケジュールというか、今の予定分かる範囲でありましたらお願いしたいと思います。

地域整備課長 集落排水の富田地区と堀内地区の統合につきましては、堀内橋の架け替え工事とともに農業集落排水施設の処理施設の富田地区を廃止しまして堀内地区に統合します。

事業につきましては、国の補助事業を用いて実施することになるんですけれども、農村整備事業という事業で、令和8年度から令和12年度までの事業実施の予定期間となっております。

総事業費7億6,770万円で受益戸数309戸となっております。事業スケジュールにつきましては令和8年事業採択で実施ということで、令和8年に測量設計、令和9年度から令和12年度に管路工事、堀内橋への懸架、各堀内処理場の改修及び富田処理場の撤去を行う予定です。堀内橋が架かった後に水道管、下水道管を架けるような流れになると思いますので、工事時期については県と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1番 大体分かりました。

ちょっと国の情報なんですけれども、農業集落排水事業と公共下水道の関係なんですけど、農林水産省では農業集落排水事業の処理場の統合を今進めてるということをちょっと聞いたんです。あと、国土交通省は下水道の所管なんですけれども、農業集落排水事業と接続というか、それらを進めているとか、そういう情報を聞いたんですけれども、その辺町としてどのように捉えているか、把握しているか、ちょっと分かればお願いしたいと思います。

地域整備課長 処理場の統合につきましては、やはり国としましては急激な人口減少に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大により厳しい経営環境が予想されることから、管渠等を接続しまして統合することが最も効率的ということで統合を推進している状況でございます。

国交省の令和8年度の概算要求では、統合広域化に伴う浄水場の建て替えや管路の連結などに対し、統合後の域内人口が一定規模以上の要件で支援を検討しているようであります。

町としましては、それぞれ処理場キャパシティがありますので、あと老朽度合い等々もあつちまして、施設のそれぞれの施設の状況、あとは維持管理の適正化計画などを作成しつつ、そ

の中で統合するか修繕して使い続けるかなどを検討していくようなことになろうかと思いません。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長 日程第8 議案第54号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長 日程第9 議案第55号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 改定の行政職給料表で、民間経験のない大卒者、高卒者の新規採用の場合は、どこの格付になるのかお願いします。

総務課長 新規新卒採用者の格付ですけれども、格付基準というのがございまして、これによりますと、大卒の新卒採用者につきましては、給料表の1級の21号をこちらに格付となります。それから高卒の新卒採用者につきましては、1級の5号の部分に格付となります。また、短大卒につきましても規定しておりまして、こちらは1級の13号級、こちらのほうに格付となります。

以上です。

1番 分かりました。

会計年度任用職員は給料表別だと思うんですが、今回のように4月からの改定はなるわけですか。会計年度職員も。

総務課長 会計年度職員につきましても給与のほうは改定になります。会計年度任用職員の給与表につきましては規則のほうで改正いたしますので、条例のほうの改正は行っておりません。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第10 議案第56号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第10 議案第56号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 清流センターの浴場使用料の改定については、燃料、それから物価高騰などにより上げというのはやむを得ないというふうに理解できますけれども、利益上の入浴限度額600円に改正というようなことになれば、実質は500円を考えているようではございますけれども、今後この案が通れば、議会に諮らなくても町長等の裁量で600円に引き上げることができるというふうになると思います。まして現在の公共料金等検討委員会には、町の職員、副町長等で決めているわけで、町民の代表である委員が入っていないというような状況の中で判断するというようなことについてはいかがなものかなというふうに思いますので、その点はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 まず、実際に入浴料のほう、今現在検討している価格といたしましては大人の料金500円、子供さんの料金については現状維持とかでいけないかということで検討中であるというところでございます。

600円まで議会を経ずに上げられるようになるのではないかと内容かと思っておりますけれども、今後の急激な社会情勢の変化に対応するためにも、600円の上限の設定が必要であるというふうにこちらのほうでは考えているところでございます。また、例えば300円の料金にできるようにしたとしても、利用者が満足できなければ利用しなくなるというふうに思いますが、ある程度高い料金でも納得できればリピーターになってもらえるものだというふうに考えております。そうしたサービスの質と料金、そのバランスというのは、やはり直接お客様に接している指定管理者の方が感じ取りやすいのではないかなというふうに思っています。料金の設定を指定管理者が検討して、最終的には町長から承認していただくものですので、指定管理者の考え、それから、例えば何十円か料金が上がったとしても、こういうサービスをしてほしいという利用者の声というものに耳を傾ける必要もあるというふうに考えております。500円で縛った場合、利用者の声というのはなかなか聞き入れられずにですね、現状維持のサービスしかできないというようなことになるというふうに考えております。

公共料金検討委員会の関係につきましては、総務課長のほうからお願いできればと思います。

総務課長 今回、公共料金検討委員会のほうのメンバーとして町民が入っていないというご指摘でございました。委員会の設置要綱自体には、どういう職責とかどういう方が入るといような決め事はございませんので、あくまでも町のほうで町長が委嘱または選任する者をもって構成すると、組織するというような規則になっております。そういった中で、今回につきましては指定管理を頼んでいる舟形町振興公社のほうで、ある程度そちらで料金設定が最終的にはできると。中で自由度の高い料金設定をしてサービス向上につなげるという側面もございまして、あくまでも町としては上限設定を検討していく中で、他自治体の状況も調査しましたけれども、各管内、職員の各課長等が具体的にはメンバーになっておりますけれども、そちらでの検討で十分足りるといような判断で、今回の委嘱した中での検討委員会を設置したということでありまして。

以上です。

副町長 ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思ったのが1件ありまして、自治法の改正で、指定管理者制度の前は公共施設を業務委託というふうな形でやっていたんですが、自治法の改正で指定管理者制度というふうなことで、民間のノウハウを活用しながら公の施設を運営していくというふうな制度改正があったわけですが、そういった中でですが、委託といいますか、指定管理者制度のいわゆるやり方というのが、いわゆるお金を出して委託をさせるのと、あとはそこで収入を得て、それを運営費に回して運営していくという収入収受のやり方というふうなことがあります。温泉に関しては収入収受でやっているというふうなことでありますので、いろいろとほかの施設で町が使用料を設定して、その上でその収入を町に入れて業務委託費を払うというふうなやり方でない部分もあるというふうなことを、ある程度振興公社という民間の今までやってきた部分のノウハウを運用しながら、収入収受でやって運営しているというふうなことをご承知おきいただきたいというふうなことで一言申し上げておきたいと思っております。

1番 今回は温泉ということで、振興公社のほうに委託というふうなケースなんですけれども、公共料金等検討委員会の場合には、温泉以外でも例えば上下水道の料金とか、あと町の施設の利用料金とか、いろんな公共料金あるわけですが、そういう場合については町民の代表の方を入れていくという考えでいいんですか。

町長 いろんなケースが考えられるというふうに思いますし、その検討委員会の中に入れるか、もしくは今ですとパブリックコメント等もございまして、いろいろなやり方があるので、そのときそのときの状況に応じて適切に判断をしたいというふうに思います。

1番 この前ですと、新庄市のあれですけれども、新聞報道によりますと、水道関係なんかにはやっぱり区長の代表の方が入ってそこで決めたというふうな経緯もありますので、それについては今後、まず町の公共料金等の料金改定の場合についてはそういう方向でひとつ検討を

お願いしたいと思います。

議長 答弁はありますか。

総務課長 今ご指摘いただいたことも踏まえまして、今後、公共料金等検討委員会設置につきましては、そのときそのときでの判断となりますけれども、適切に行っていきたいと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 上限を上げるというのは物価高騰等で仕方がないのかなとは思いますが、先日の全協でちょっとお話ししたんですけれども、町民料金と町外の料金をなかなか分けるのが難しいというちょっと答えだったんですけれども、今回の町内、町外の推計の出し方というのはどういふので分かったのかなと、7割というのが。券売機で買ってどういふ判断で調査したのかお聞きします。

ふるさと応援推進室長 今年度に入りまして、温泉の入浴券を購入する券売機のほうに、町内と町外というボタンを二つに分けて、そちらのほうで調査をしてまいりました。ですのでボタンの押し間違い等あるというふうには思いますが、傾向としてはそういった傾向ではないかというふうに思っているところです。

2番 最上町の赤倉のほうでも、町内、町外で分けて、そちらのほうでは金額も変えております。なかなかマイナカードとか難しいという話ありましたが、やはりそういうボタンが選択できれば金額も選択できるのかなと思ったり、あとは、機械によってはよくコインランドリーでは特定のカードを差し込むと、その人は幾らで通常の現金の人は幾らという、やっぱり機械によってもいろいろあると思ったりするので、やはりポイントカードという話も出ましたけれども、やはりポイントカードよりもカード的な、まず町民にカードを例えば住所書けばカードを渡して、そのカードを入れれば幾らになるとかということをするとう町民割にもなるのかなと思ったりするので、やっぱりできればやはり今回7割が町外、やっぱり町内の方にももっと入ってもらいたいこともありますので、やはり町内の方のうちは安いんだよみたいな感じの気持ちがあれば、やっぱり必然と増えるのかなと思ったりします。

ちなみに、やっぱり子供料金のほうも町内の方も100円とかにしたりとかすれば、当然親御さんも当然ついてくるわけですので、やはり子供料金を分けるのもいいんですけど、やっぱり町内の方に対してのやっぱり配慮的なものが、もうちょっといい答えがあればいいのかなと思ったりするので、そのようなことを指定管理者に検討していただくということですが、できる限りはそういう町民の方の利便性へ向けた取組が必要だと思ったりしますが、何か考えがあればお願いします。

ふるさと応援推進室長 今のところそういったちょっと検討というものはされていないんですが、やはりマイナンバーとか運転免許証、そういった個人情報が入っているものを提示して自分が町内ですというふうにしますと、脱衣場のカゴにまずそのまま置いておくわけにはいかな

いというふうな問題があるかと思えます。そうした場合にロッカーの利用が必要になると思いますが、現在ロッカーは100円玉を入れて利用するようなものでございますので、今まで現金のほうを浴場に持ってこなかった方からも現金を持ってきていただかないといけなくなるということと、あと、ロッカーのほうが不足する可能性もあるということで、その辺りもちょっと検討が必要かなというふうに思っております。

また、町外の方も7割程度ということで、舟形若あゆ温泉にとっては大切なお客様というようなところで、差別といいますか、町内、町外で分けるというのもどうかというふうなところも検討したところでございます。

2番 そこは分かりますが、やはりもうちょっと町民の利用者を増やすための何か考えを、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

ふるさと応援推進室長 今のところ先ほど議員がおっしゃったポイントカード等で、舟形町民の方にはちょっと優遇できるような形で指定管理者のほうから検討してもらいたいというふうに思っております。

議長 ほかにございませんか。

3番 提案理由のところ、エネルギー価格の高騰というふうなところで、私もまあ仕方ないかなと思っております。

温泉の光熱費ですけれども、人件費に次いで高い比率を占めているようです。経営状況の報告の資料を改めて見てみたんですけれども、令和6年度の温泉光熱費、年間ですけれども3,458万4,000円で、令和5年度が3,383万7,000円ということで、74万6,000円ほど年間で多くなっていますけれども、令和7年度はまだ締められていませんけれども、例えば上期比較ですけれども、どれほど増えているのかお尋ねしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 今ご質問の光熱費の上半期になりますけれども、令和6年のほうが1,562万6,000円ほどで、今年度につきましては1,466万円ほどとなっております。ですので、昨年度より減っている状況ではございますが、その理由といたしまして、ちょっと振興公社のほうに確認をしたところ、今年は夏場、高温の期間が長くて温泉のお湯を温めるための灯油代が節減されたというようなことを伺っております。

3番 今年は太陽のおかげで助けられたというふうな答弁のようですけれども、もう一つ大きく費用発生しているのが消耗品費だと思います。これも令和6年度と令和5年度対比で34万8,000円ほど年間で多くかかっております。この辺も令和7年度の上期、令和6年度の上期比較、分かっていたらお尋ねしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 消耗品につきましては、令和6年度268万3,000円ほどになっておりまして、今年度令和7年度につきましては217万3,000円ほどというところで、消耗品のほうも検証しておりますけれども、昨年度ですね、グラウンドを整備するためのレーキとかの購入で

あったり、あと温泉の入浴回数券のほうを印刷したというようなところで、その回数券だけでも13万円ほど今年よりは多く昨年使っていたというふうな状況でございますので、そういったところでは昨年と同程度の消耗品の使用かなというふうに考えております。（「分かりました」の声あり）

議長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

議長 日程第11 議案第57号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について

議長 日程第12 議案第58号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。質疑ありませんか。

8番 確認です。今の新旧対照表、今課長の説明ですと、旧能力割が30%が34%というような説明だったと思うんですけども、この記述では40%になっています。どちらが正しいでしょうか。

地域整備課長 失礼しました。読み間違いで、旧は40%になります。40%が34%への変更となります。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにごございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第13 議案第59号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方

はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会付託の審査報告

陳情第5号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情

議長 日程第14 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第5号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情。

陳情第5号について、奥山謙三総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和7年12月5日 舟形町議会議長、斎藤好彦殿。総務文教常任委員会委員長、奥山謙三。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申出します。

記

1. 事件 陳情第5号 安心・安全の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情

2. 理由 慎重審議を要するため

以上です。よろしく願いいたします。

議長 これより陳情第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第5号は、委員長申出のとおり閉会中の継続審査と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は、委員長申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第15 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第15 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

奥山謙三総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和7年12月5日 舟形町議会議長、斎藤好彦殿。総務文教常任委員会委員長、奥山謙三。

所管事務調査報告書。

総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和7年10月23日（水）
2. 調査内容 令和7年度 所管各課の主要事業の進捗状況について説明を受けた。

○健康福祉課

（1）地域福祉計画策定事業について

- ①地域福祉活動計画の推進方針及び今後のスケジュール
- ②緊急通報システムの機種、サービス等及び進捗状況

○教育課

（1）小中一貫校に向けた進め方について

- ①目指す施設近接型「保、小、中一貫教育」の内容確認
- ②令和7年度事業計画の確認と進捗状況

（2）部活動地域移行について

- ①部活動地域展開に係る事業経過の確認と今後の進め方
- ②「わかあゆクラブ」のさらなる充実

（3）縄文の女神プロジェクト事業について

- ①プロジェクト事業の経過と令和7年度事業計画

○住民税務課

（1）防災資機材整備事業について

- ①整備する資機材の内容及び購入時期等

3. 所感

- （1）地域福祉計画事業策定は、今年度中に策定完成となっているので、タイムスケジュール等を作成し進める必要がある。
- （2）小中一貫校に向けた進め方については、中学校移転地用地の選定を早期に行い、用地の確保を進めることが大切である。
- （3）防災資機材整備事業で購入した資機材の使用について、町民の方々に知ってもらう

ことが重要であり、各避難所への展示のほか、地域内での避難訓練の際にも使用方法について理解してもらう取組が必要である。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件

議長 日程第16 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読説明をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますので、お受けいたします。

町長 令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月3日から3日間の日程で専決処分の認定1件、一般会計及び事業会計補正予算6件、条例の制定3件、最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について1件、最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について1件、人事案件について1件、合計13件につきまして満場一致でご決議賜りまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、職員の皆さんと一緒に行政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、雪も降り、除雪作業も本格的になってまいりました。議員各位におかれましては、来

週の中央要望など、師走に入り何かと慌ただしい時期となりますので、健康にはくれぐれも
ご留意いただきまして、舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう
お願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間どうもありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和7年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、お疲れさまでございました。

午後1時46分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 八 鍬 太